南箕輪村子ども・子育て支援事業計画（第２期）

（計画期間：令和２年度～令和６年度）

令和２年３月

目　次

第１章　計画の策定にあたって

1　計画策定の趣旨…………………………… 1
2　計画の位置付け…………………………… 1
3　計画期間……………………………………… 1

第２章　子ども・子育てを取り巻く環境

1　人口・世帯・人口動態等…………………… 2
(1)人口・世帯の状況………………………… 2
(2)出生の動向………………………………… 4
(3)婚姻・離婚の状況………………………… 4
(4)就労の状況………………………………… 6
2　教育・保育施設の状況…………………… 8
(1)保育園の利用状況………………………… 8
(2)幼稚園の利用状況………………………… 9
3　南箕輪村の子ども・子育て支援の課題…… 10

第３章　子ども・子育て支援の基本的な考え方

1　本村における施策の基本的視点と考え方…… 12

第４章　計画の内容

1　教育・保育提供区域について……………… 13
2　教育・保育施設の需要量及び確保の方策…… 14
(1)１号認定（３歳以上で教育を受けさせたいもの）…… 14
(2)２号認定（３歳以上で保育を受けさせたいもの）…… 14
(3)３号認定（３歳未満で保育を受けさせたいもの）（０歳）…… 15
３号認定（３歳未満で保育を受けさせたいもの）（１・２歳）…… 15
(4)保育施設及び保育士等の確保……………… 16
3　教育・保育の一体的提供の推進…………… 16
4　地域子ども・子育て支援事業……………… 17
(1)利用者支援事業…………………………… 18
(2)延長保育事業（長時間保育）…………… 18
(3)実費徴収に係る補足給付を行う事業……… 19
(4)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業…… 19
(5)放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）…… 20
(6)子育て短期支援事業……………………… 21

(7) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）…… 22
(8) ① 養育支援訪問事業…… 22
② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
（その他要保護児童等の支援に資する事業）…… 23
(9) 地域子育て支援拠点事業（すくすくはうす）…… 23
(10) 一時預かり事業…… 24
(11) 病児保育事業（病児・病後児保育）…… 26
(12) 子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・センター事業）…… 27
(13) 妊婦健康診査…… 28

第 5 章　南箕輪村こども館

1　南箕輪村こども館…… 29
① こども館でのイベント…… 29
② 南箕輪村子育てサークル活動支援補助金…… 30

第 6 章　その他の子ども･子育て支援施策の推進

1　地域における子育て支援…… 31
1－ 1　おはなしむら・ちいさなおはなしむら事業…… 31
1－ 2　ブックスタート事業…… 32
1－ 3　すくすく玉手箱事業（子育て学級）…… 33
1－ 4　親子わんぱくランド…… 34
1－ 5　ふれあい保育（地域活動事業）…… 34
1－ 6　運動あそびプログラム事業…… 35
1－ 7　人材育成講演会・教室事業…… 36
1－ 8　ＤＶＤ上映会（キッズシアター）…… 36
1－ 9　食育推進事業…… 37
1－10　子育て教育支援相談事業（子育て世代包括支援センター）… 39
1－11　児童手当給付事業…… 40
1－12　子育て応援パスポート事業…… 40
2　母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進…… 41
2－ 1　妊娠の届け出及び母子健康手帳交付（母子保健法）…… 41
2－ 2　マタニティスクール（母子保健法）…… 41
2－ 3　産婦・新生児・乳幼児訪問（母子保健法）…… 42
2－ 4　乳幼児健診（母子保健法）…… 42
2－ 5　育児相談…… 43
2－ 6　要支援親子教室（ステップ教室）…… 43
2－ 7　産後ケア…… 44

2－ 8　産婦健康診査…… 44
2－ 9　乳児一般健康診査…… 44
2－10　予防接種（予防接種法）…… 45
2－11　新生児聴覚検査費用補助金…… 45
2－12　不妊・不育症治療費助成事業…… 46
2－13　福祉医療費給付事業…… 46
2－14　食育推進事業（再掲）…… 46
3　児童虐待防止対策の推進…… 47
3－ 1　南箕輪村要保護児童対策地域協議会（児童虐待への対策）… 47
3－ 2　こども相談（児童相談所による相談）…… 48
4　ひとり親家庭の自立支援の推進…… 49
4－ 1　児童扶養手当…… 49
4－ 2　母子家庭等日常生活支援員派遣事業…… 50
4－ 3　母子（父子）家庭高等学校生徒通学費補助金…… 50
4－ 4　母子父子寡婦福祉資金貸付事業…… 51
5　療育への取り組み…… 52
5－ 1　療育への取り組み…… 52
5－ 2　医療的ケアへの取り組み…… 53
6　障がい児施策の充実…… 54
6－ 1　たけのこ園運営事業…… 54
6－ 2　ＳＳＴ「にじいろクラブ」…… 54
6－ 3　相談支援事業所「みなみみのわ」運営事業…… 55
6－ 4　保育園等巡回相談…… 55
6－ 5　障がい児保育…… 55
6－ 6　教育支援委員会…… 56
6－ 7　特別児童扶養手当…… 56
6－ 8　障がい者等福祉手当…… 57
6－ 9　障がい児福祉手当…… 57
6－10　障がい児施設等訪問看護サービス事業…… 58
6－11　障がい児（者）日常生活用具給付等事業…… 58
6－12　心身障がい児（者）タイムケア事業…… 59
6－13　障害者総合支援法に基づく支援事業…… 59
6－14　児童福祉法に基づく支援事業…… 60
6－15　自立支援医療（育成医療・精神通院医療）…… 61
7　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備…… 62
7－ 1　学校改築事業…… 62
7－ 2　スポーツ環境の整備事業…… 62
7－ 3　大芝こども未来塾…… 63
7－ 4　大芝公園施設の整備充実…… 64

7－ 5　青少年健全育成事業…… 64
8　子育てを支援する生活環境の整備…… 66
8－ 1　児童公園の整備…… 66
8－ 2　子どもの交通安全対策…… 66
8－ 3　防犯活動の推進…… 68
9　仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進…… 69
9－ 1　職業生活と家庭生活との両立…… 69
9－ 2　地方創生関連事業…… 70
9－ 3　男女共同参画行動計画の推進…… 71

第 7 章　計画の推進体制

1　関係機関との連携…… 72
2　計画の達成状況の点検・評価…… 72

第 8 章　子どもの貧困対策計画

1　背景…… 73
2　子どもの貧困の現状…… 74
3　子どもの貧困対策実施方針…… 75
(1) 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援
…… 75
(2) 支援が届きにくい子ども・世帯への支援…… 75
(3) 貧困の世代間連鎖の解消…… 76
(4) 地域による支援…… 77

資料編…… 78

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

国は、次世代育成支援として、平成15 年７月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通して、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成させる環境整備の推進を図ってきました。

南箕輪村においても同法に基づく「南箕輪村次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、すべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に実施してきました。

しかしながら、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化等による子育てに対する不安や孤立感と負担感の増加等、子どもや子育てをめぐる環境は厳しい現状です。

これらの課題に対応し子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げて子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められていることから「子ども・子育て関連３法」が平成24 年８月に成立しました。この「子ども・子育て関連３法」に基づく新たな子育て支援は、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目指しています。

こうした背景を踏まえ、次世代育成支援行動計画の実施評価や子育て家庭へのアンケート調査結果等をもとに、本村の子どもを取り巻く現状と今後の方向性を明確にし、「子どもにとっての最善の利益」の実現並びに子ども・子育て支援施策を通して誰もが「住み続けたい」と思える魅力あるむらづくりの推進ができるよう、南箕輪村子ども・子育て支援事業計画（第１期）を進めてきました。（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）

このような中、令和元年10月１日から国が進める、３歳以上児を対象とした「幼児教育・保育の無償化」がスタートしました。

この第１期計画の進捗状況等を踏まえ、効果的かつ総合的に進められるよう「南箕輪村子ども・子育て支援事業計画（第２期）」を策定します。

２　計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第１項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」にあたる法定計画であり、同法第 60 条の教育・保育を提供する体制の確保並びに子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を確保するための基本指針を踏まえています。

子どもの貧困対策推進法や児童福祉法、児童虐待防止法などに基づき施策の策定を行っており、本村の最上位計画である南箕輪村総合計画をはじめ、南箕輪村地域福祉計画等、関連する諸計画との整合を図ります。

３　計画期間

本計画は、令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間とします。

第2章　子ども･子育てを取り巻く環境

1　人口･世帯･人口動態等

（1）人口・世帯の状況

① 人口と世帯数

平成 25 年に 15,000 人を超えましたが、その後も増加し続けています。

図１　人口と世帯数の推移

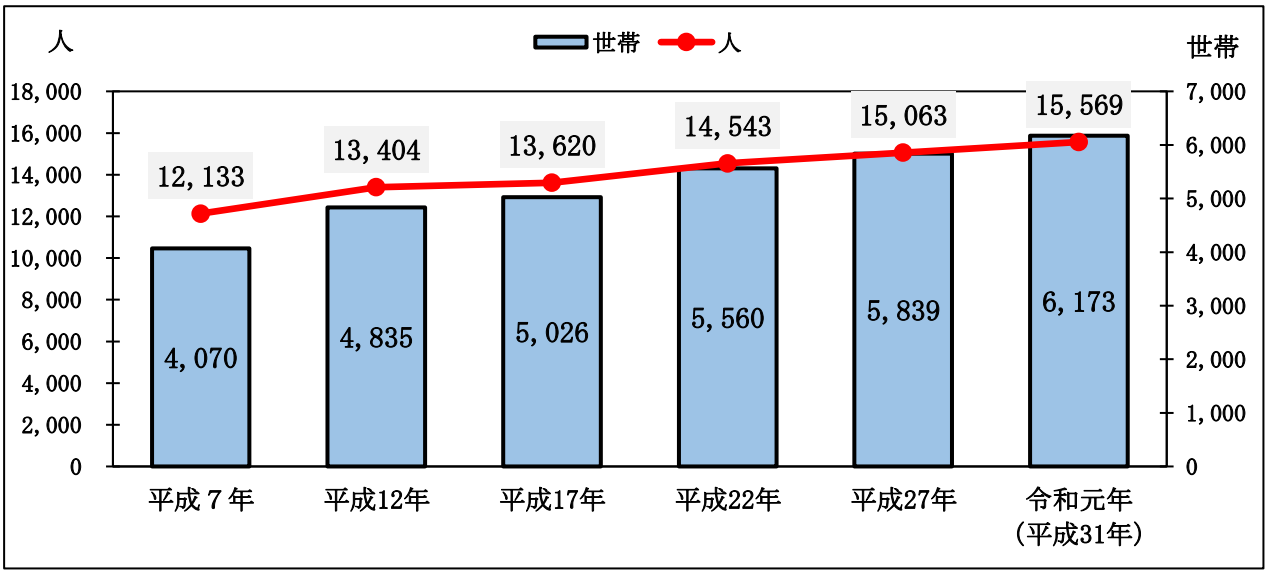

（資料：国勢調査　　令和元年は住民環境課）

② 年齢別（３区分）人口

割合を平成 27 年と比較しますと、年少人口が 16.2%（16.1%）、生産年齢人口が 60.3%（61.4%）、65 歳以上が 23.5%（22.5%）と徐々に高齢化が進んでいる状況です。　※（　）内は平成 27 年の割合となります。

図２　年齢別人口の推移

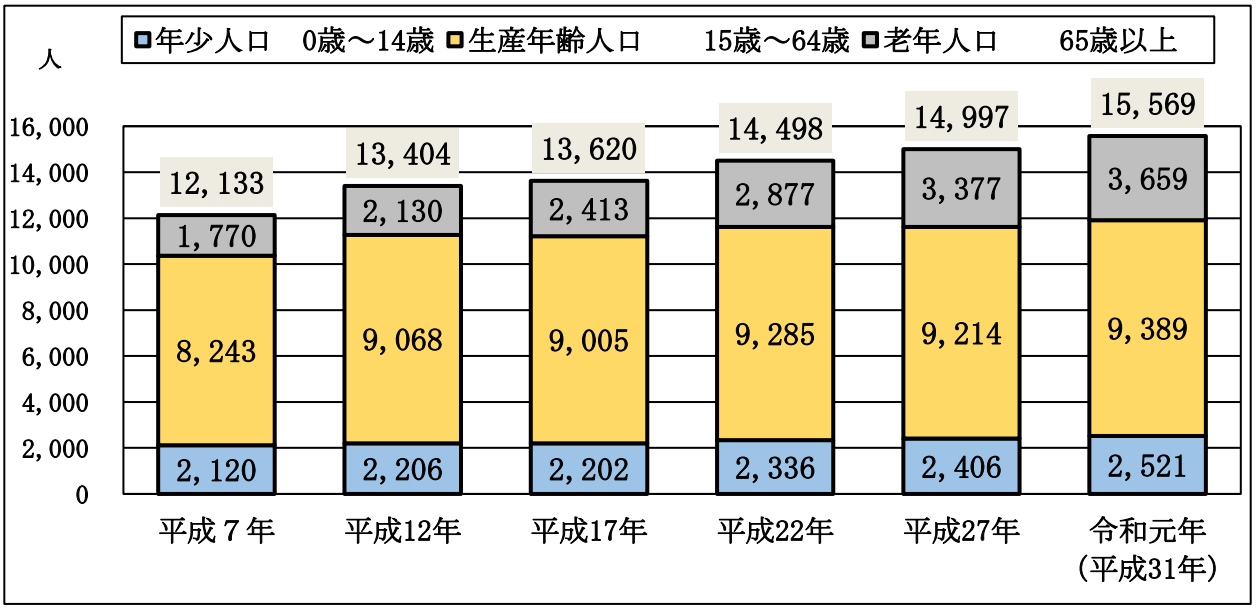

（資料：国勢調査　　令和元年は住民環境課）

③ 世帯数と平均世帯人員

人口増加とともに、世帯数も増加していますが、１世帯あたりの人数は徐々に減少してきています。

図３　世帯数と平均世帯人員の推移

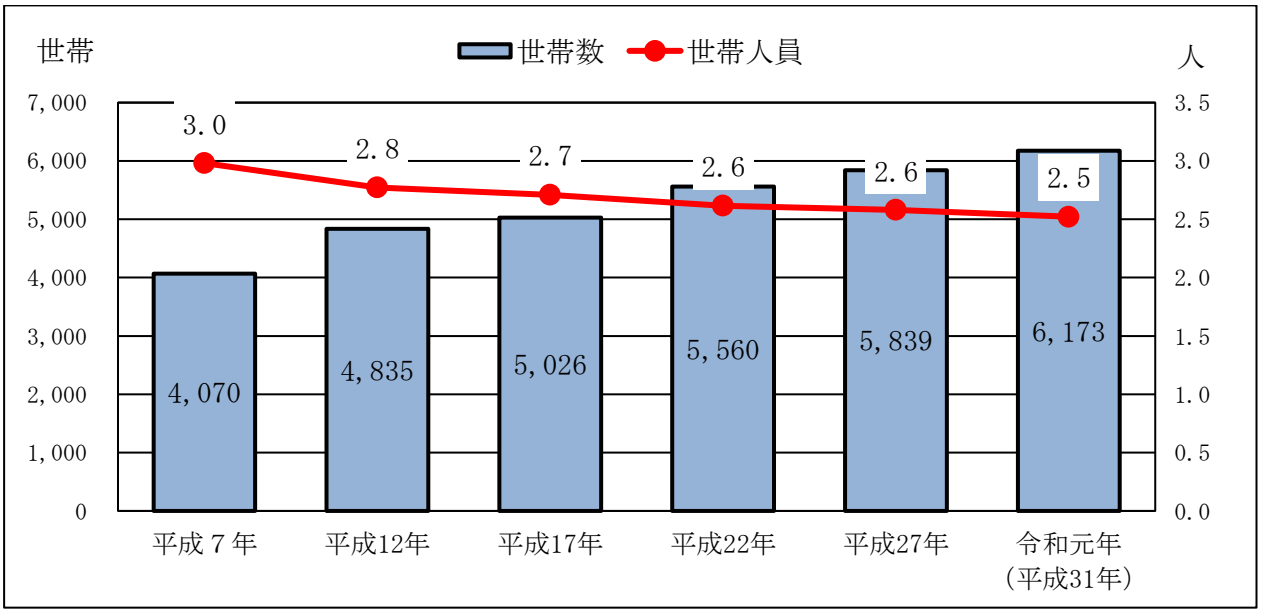

（資料：国勢調査　　令和元年は住民環境課）

④ 世帯の動向

世帯を家族類型に見ると、「夫婦のみ」「ひとり親と子ども」が年々増加し、「その他の親族世帯」は年々減少しています。

「夫婦と子ども」につきましては、平成７年以来の増加となります。

図４　家族類型別世帯割合の推移

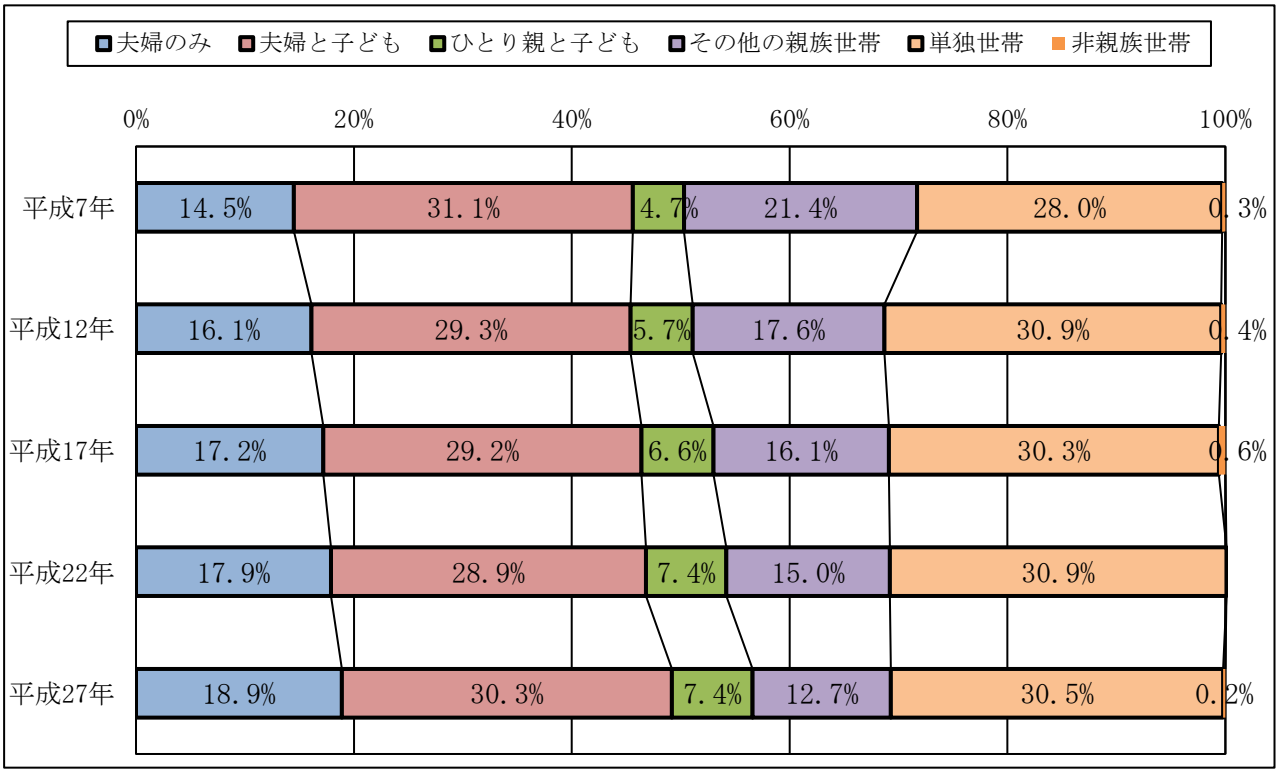

（資料：国勢調査）

（２）出生の動向

①年間出生者数の推移

村の年間の出生数は、直近５か年で見ると平成 26 年の 178 人が最大で、減少の傾向が見られます。

全国的な推計から推測するかぎり、今後も少子高齢化は避けられない状況です。

図５　出生数の推移

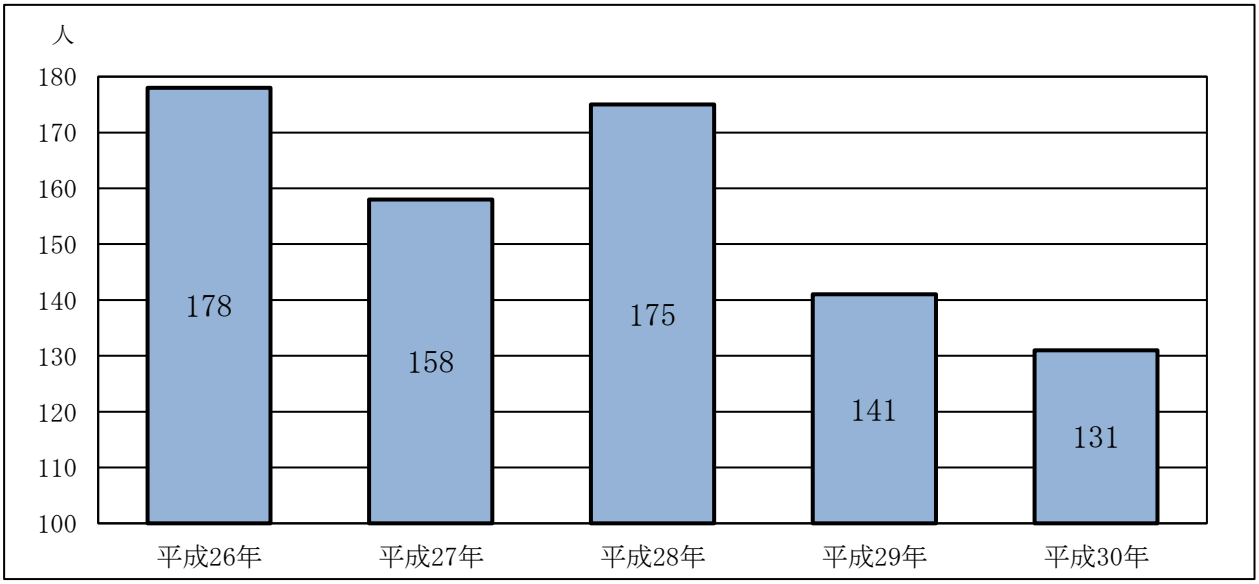

（資料：住民環境課）

（３）婚姻・離婚の状況

①婚姻・離婚件数

図６　婚姻・離婚件数の推移

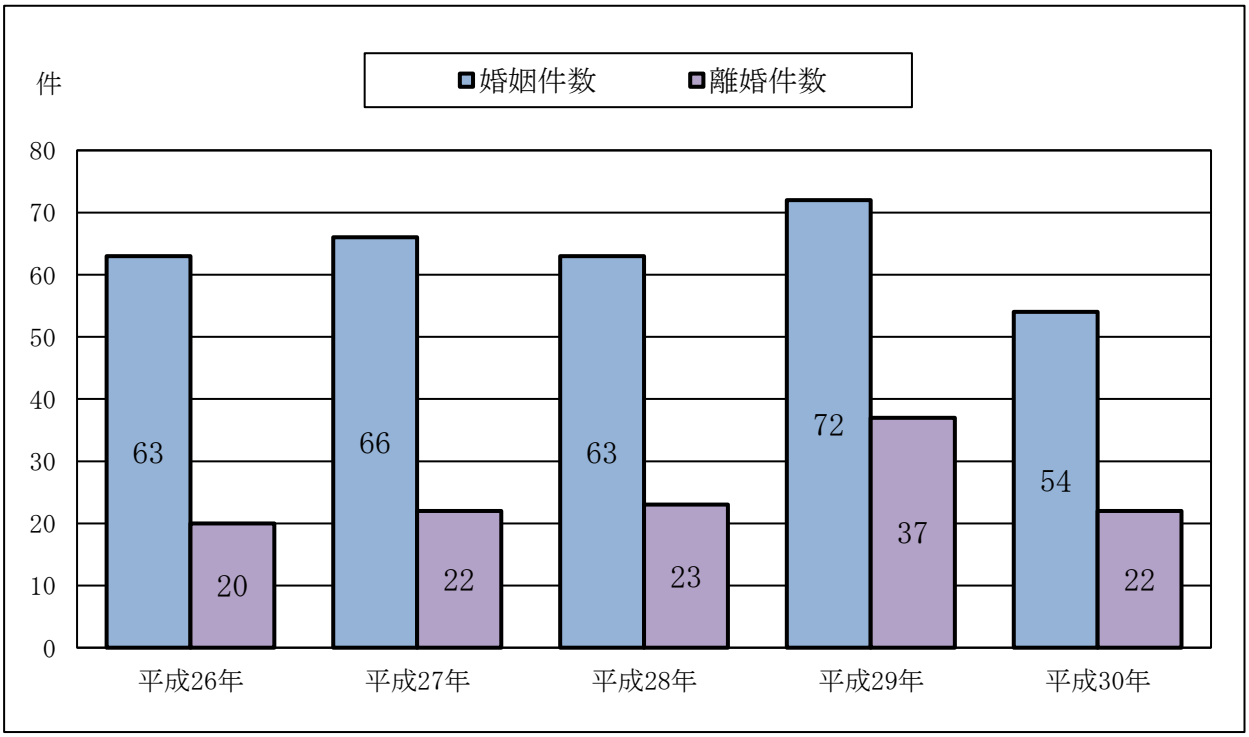

（資料：住民環境課）

②婚姻率（人口千人あたり）

婚姻率について見ると、平成 12 年をピークに下がってきており、平成 27 年には全国・県の数値を下回る結果となっています。

図７　婚姻率の推移

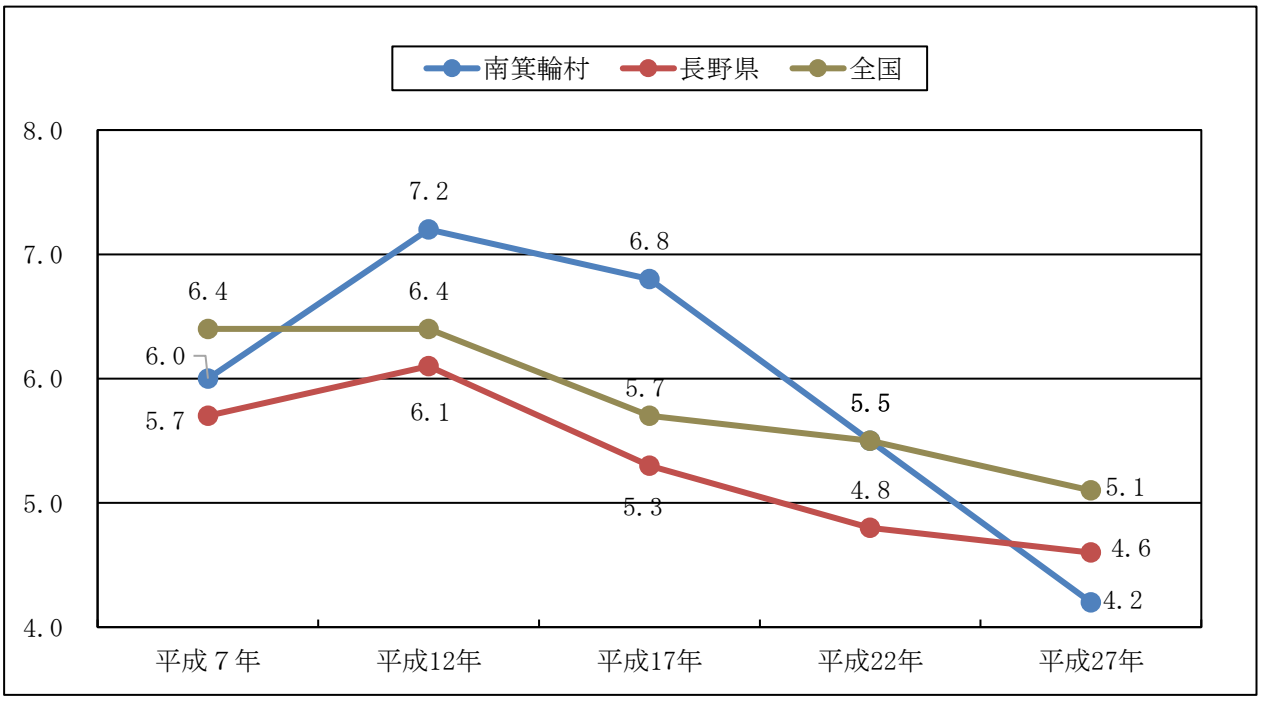

（資料：伊那保健福祉事務所）

③離婚率（人口千人あたり）

離婚率について見ると、前回から横ばいの数値ではありますが、全国・長野県とも上回る数値となっています。

図８　離婚率の推移

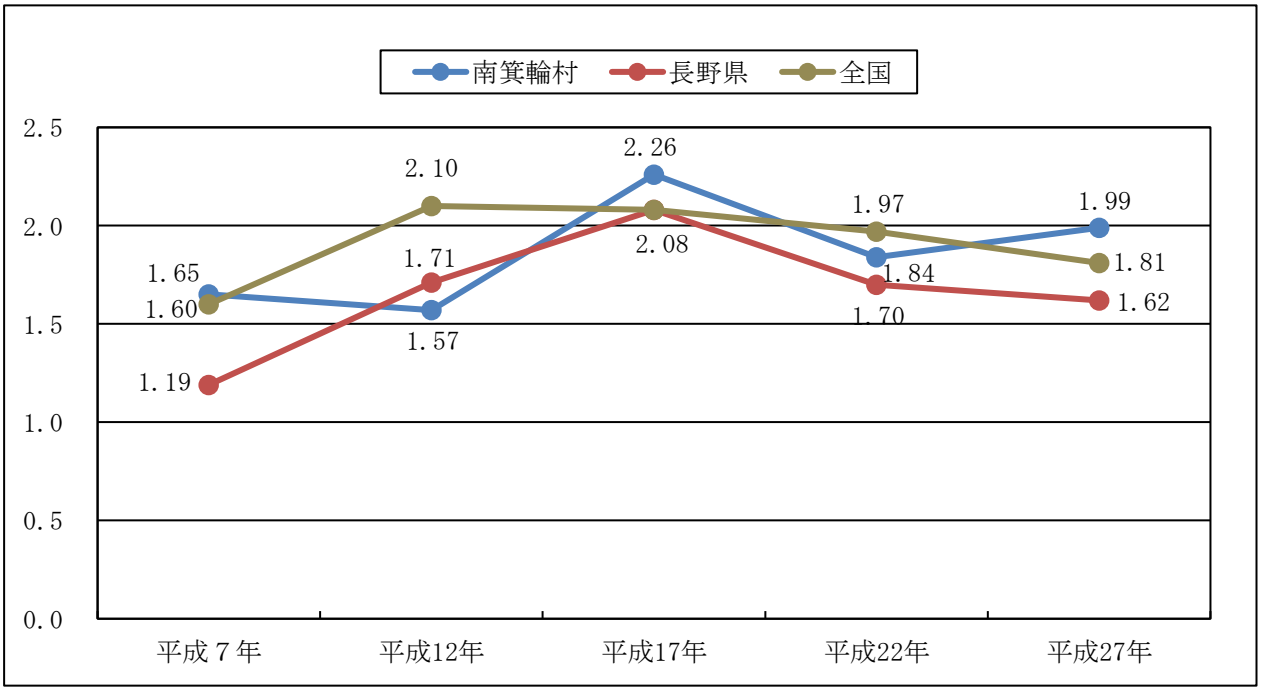

（資料：伊那保健福祉事務所）

（４）就労の状況

①産業別就業人口の推移

図９　産業別就業人口の推移

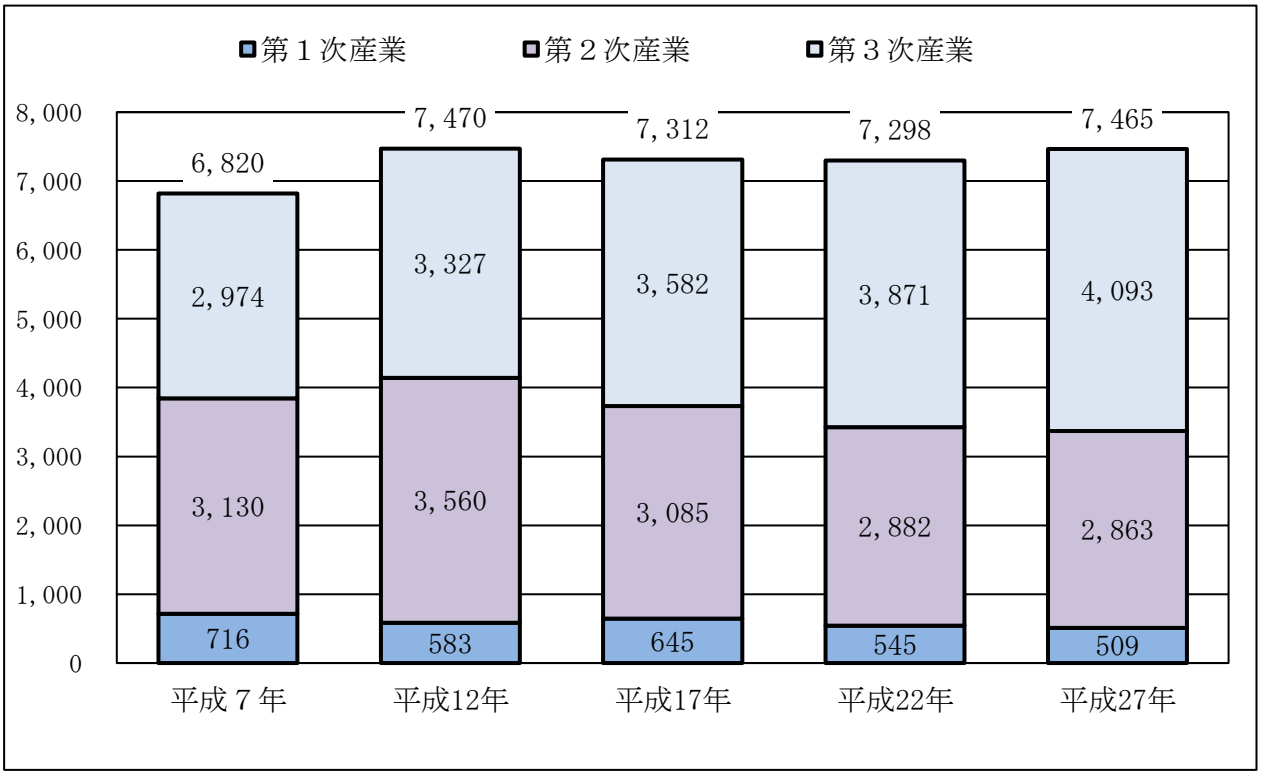

（資料：国勢調査）

②事業所・従業員の推移

図 10　事業所数・従業員数の推移

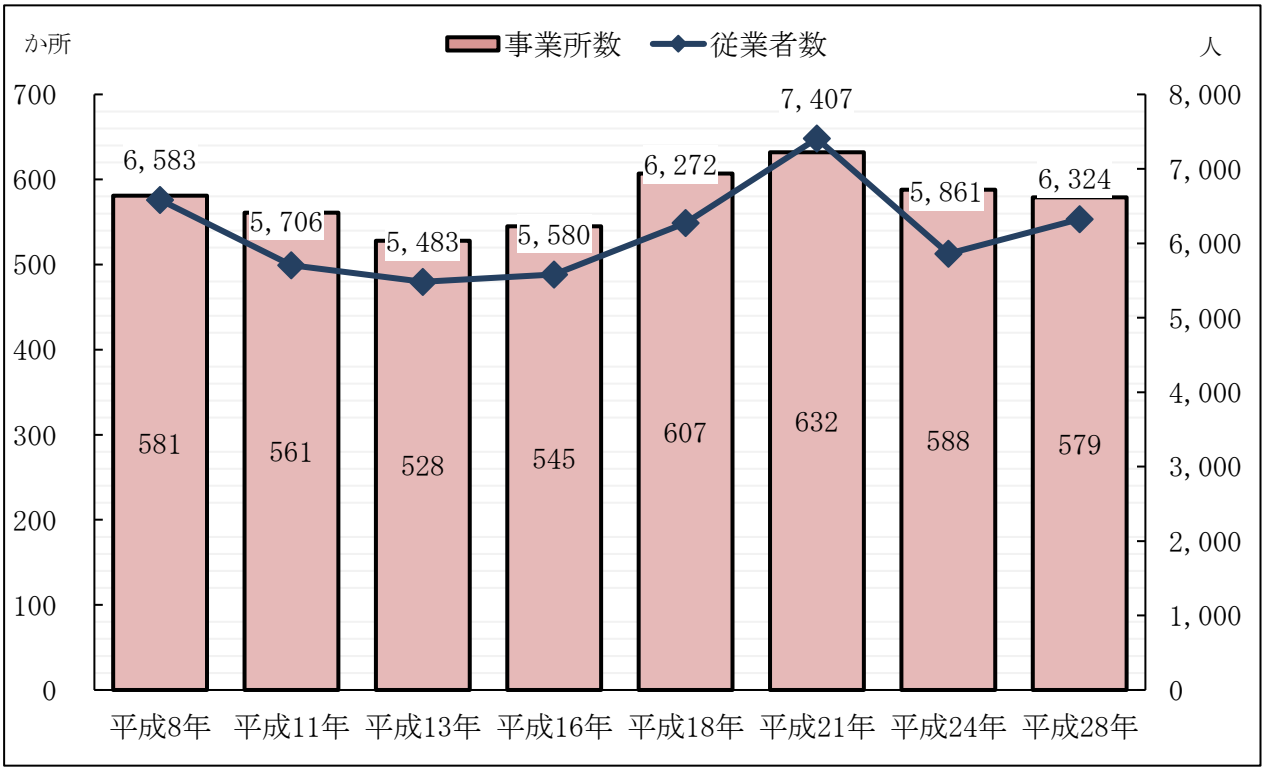

（資料：平成 18 年まで事業所・企業統計調査　　平成 21 年から経済センサス）

③男女別の就業状況

村の男女別の就業の状況を見ると、平成 27 年の就業者数 7,654 人のうち男性は 4,274 人（56%）、女性は 3,380 人（44%）となっていて、この割合は近年の調査結果と比べ、ほぼ横ばいで推移しています。

年齢別の状況で見ると、年齢により増減はありますが、全体的には増加しています。

表１　平成 27 年男女別就業状況　　（人）

	15 歳以上総数	労働力人口　※１	就業者数　※２	就業率　※３
男	6,216	4,434	4,274	68.8%
女	6,375	3,463	3,380	53.0%
計	12,591	7,897	7,654	60.8%

（資料：国勢調査）

※１　労働力人口・・・15 歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの
※２　就業者　　・・・「従業者」と「休業者」を合わせたもの
※３　就業率　　・・・15 歳以上の人口に占める「就業者」の割合

表２　年齢別就業率　　（%）

		15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65 歳以上
男性	H22	10.2	62.1	88.3	92.2	93.6	93.9	91.2	92.6	89.3	75.4	38.8
	H27	12.2	68.3	87.3	90.2	91.4	92.0	91.7	91.8	90.3	78.8	38.6
女性	H22	15.1	67.6	66.6	65.5	68.2	77.5	78.3	78.5	70.2	50.8	17.9
	H27	10.5	67.6	74.9	69.0	72.9	78.8	80.9	80.6	75.6	59.2	21.1

（資料：国勢調査）

図 11　年齢別就業率

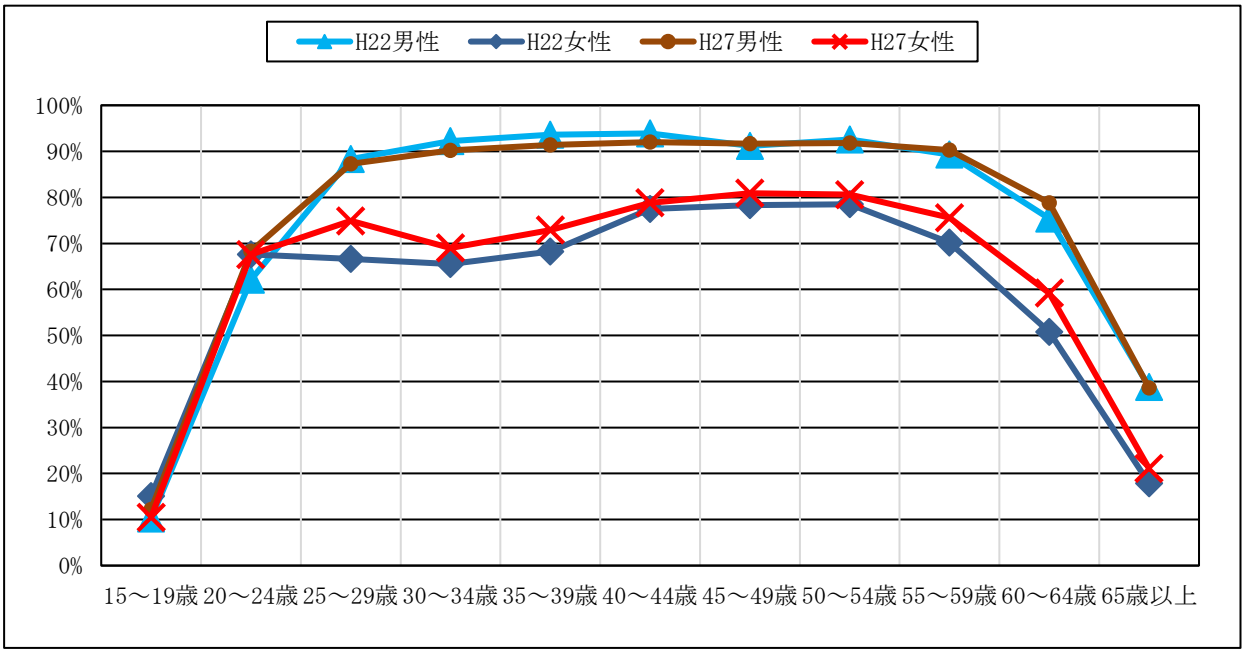

（資料：国勢調査）

2 教育･保育施設の状況

（1）保育園の利用状況

家庭で保育することができない児童を保育園で保育しています。

村では５園の運営を行っており、待機児童はいない状況ですが、３歳未満児の入園が増加しており、施設の増築や保育士の増員で対応しています。

表３　保育園の設置状況

保育園名	定員	在園児数 H30 年度	長時間保育	乳児保育	未満児保育	障がい児保育	土曜特別保育	一時保育
北部保育園	90	88	○	－	○	○	－	○
中部保育園	180	193	○	○	○	○	○	○
南部保育園	150	133	○	○	○	○	－	○
南原保育園	200	205	○	○	○	○	－	○
西部保育園	100	124	○	－	○	○	－	○
計	720	743						

（資料：子育て支援課）

表４　村内保育園の園児数推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年（平成 31 年度）
園児数	657	693	696	708	743	737

（資料：子育て支援課　　各年度３月１日現在　令和元年度については 10 月１日現在）

図 12　園児数の推移

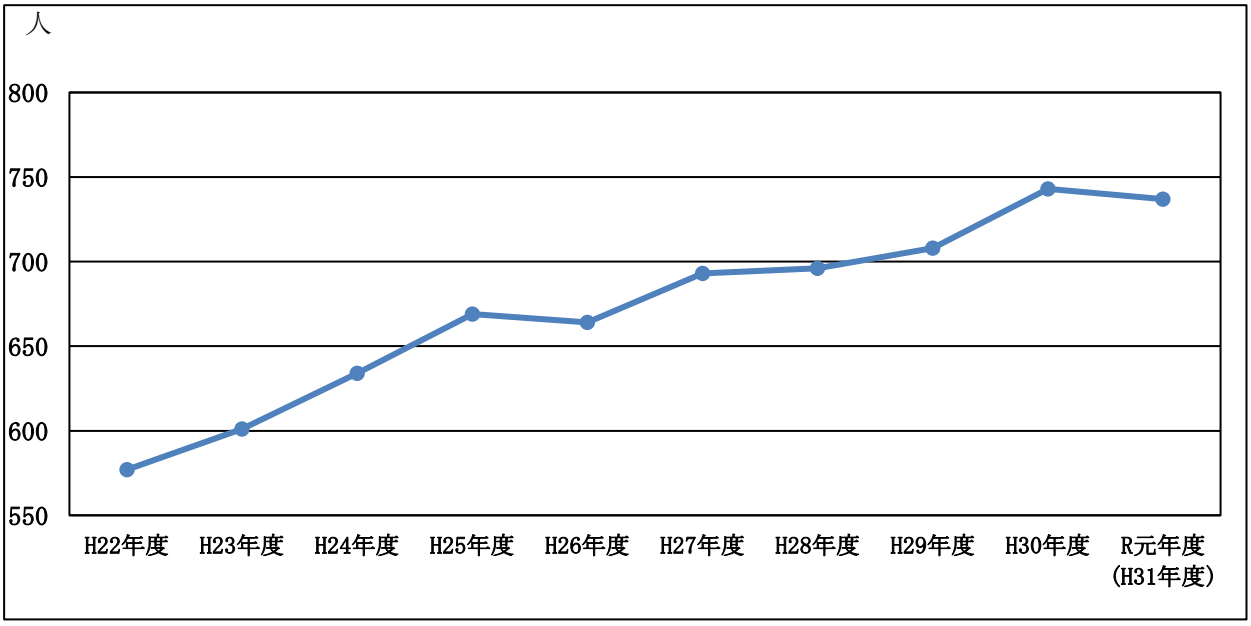

（資料：子育て支援課　　各年度３月１日現在　令和元年度については 10 月１日現在）

図 13　村内保育園入園率の推移

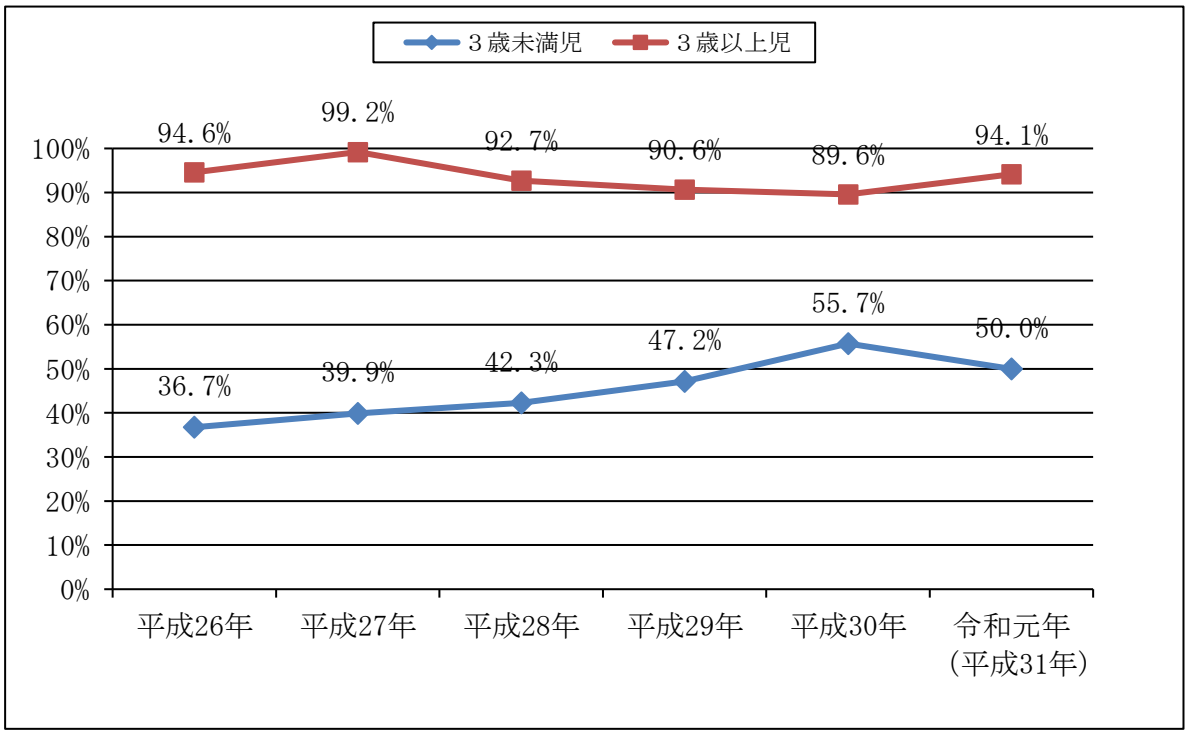

（資料：子育て支援課　　各年度３月現在　令和元年度については 10 月現在）

（２）幼稚園の利用状況

村内には幼稚園がないため、幼稚園希望者は村外の幼稚園へ通園しています。

表５　幼稚園の利用状況　　（人）

幼稚園名	所在地	定員	南箕輪村在住の利用者			
			３歳	４歳	５歳	利用者計
伊那緑ケ丘幼稚園	伊那市	69	8	2	4	14
緑ケ丘敬愛幼稚園		63	0	0	0	0
天使幼稚園		105	1	3	2	6
計		－	9	5	6	20

（資料：子育て支援課　　令和元年 10 月現在）

3 南箕輪村の子ども･子育て支援の課題

○３歳未満児保育の増加

平成 26 年度に 657 人であった園児数が、平成 30 年度には 743 人と５年間で 86 人、率にして約 13%増加しています。内容を見ると、３歳以上児につきましてはほぼ横ばいですが、３歳未満児の伸びは 10%以上と大きく増加しています。

３歳未満児人口の約 50%が入園している状況ですが、昨今の経済情勢や、子育てのしやすい環境整備に国も力を入れていることから、今後も３歳未満児の入園希望は高い状態が続くことが見込まれます。

村では、園児の増加に対応するため、施設の増築、保育士の増員等で対応してきましたが、未満児の保育については、一人の保育士で受け持つことができる園児の人数が少ないこともあり、一クラスに保育士が３～４人必要になる状況もあります。制度のもとでは、地域型保育といった３歳未満児保育の仕組みもあり、参入事業者があれば、村の保育園と連携して進めることが必要です。

○休日・夜間保育の希望

村の保育園に預けることが可能な曜日・時間帯は、最大で月曜日から土曜日の午前７時 30 分から午後７時までとなっていますが、保護者の勤務は休日や深夜に及ぶこともあり、村に休日や時間外の保育の要望が寄せられることがあります。

今後、ニーズの動向により、必要があれば休日や夜間保育に対しても検討します。

○子育て環境の整備

ニーズ調査の結果によると、周りに子どもを遊ばせる場が少ないという意見がありました。村には大芝高原もありますが、車で移動しない範囲に身近な公園が欲しいという要望であり、自宅周辺に子どもを安心して遊ばせる場所が少ない状況が伺えます。

各地区の公園整備については、区からの要望に基づき進めてまいりますが、現状では、道路の舗装や防犯設備の整備が優先となり、なかなか整備が進まない状況となっています。

○切れ目のない子育て支援の課題

子どもの健やかな成長と、安心して子育てができることの実現のため、平成 29 年度に子育て支援課、健康福祉課、教育委員会事務局が連携した「子育て世代包括支援センター」を設置し、事務局を子育て教育支援相談室に置いています。

子育て世代包括支援センターでは、関係機関が連携しながら「南箕輪村版ネウボラ」として、母親の妊娠期から子どもが 18 歳（高校卒業年齢相当）になるまでの子育て期の切れ目のない支援をしていきます。

子どもを持つ家庭に寄り添い、必要な関係機関につなぐことにより、妊娠・出産や子育ての不安を解消し、産後うつ、育児ノイローゼなどの相談・支援や、児童虐待の予防に取り組みます。

支援の内容は多岐にわたり、複雑な問題がからんでいるケースも多いため、広い視野と知識を持つ人材の確保が必要です。

○子どもとインターネットの関わり

情報化社会の進展は、子どもたちにとって、コミュニケーションの方法や対象の範囲を広げるとともに、学習や情報収集などの面でも有効であり、教育をはじめとする様々な分野で生かされていきます。一方で、ＳＮＳなどによるトラブル、オンラインゲーム・動画視聴等の長時間の利用による生活習慣の乱れや、ネット依存、有害なサイトへのアクセスなど、様々な問題も指摘されており、モラルやマナーを向上させることが求められています。

○医療的ケアについて

全国的な傾向として、医療的ケアを必要とする子どもが年々増加しています。

村では対応が可能なケースについては、療育施設たけのこ園や、保育園、小・中学校で取組みを進めています。

子どもの医療的ケアに対応するためには看護師が必要となりますが、年によって対象者の有無や人数が変わるため、状況に合わせた看護師の確保が課題となっています。

第3章　子ども･子育て支援の基本的な考え方

１　本村における施策の基本的視点と考え方

「子どもがのびやかに育つ村」

村では、子どもの健全育成、保護者への生活支援、社会全体による支援を基本的な視点として子育て支援を推進してきました。今後もこの３点を基本とし、南箕輪村次世代育成支援行動計画の理念を引き継ぎ、基本的考え方を**「子どもがのびやかに育つ村」**として各施策を推進していきます。

（１）子どもの健全育成の視点

子どもの幸せを第一に考え、全ての子どもの利益が公平に最大限尊重されるように配慮した支援施策を推進します。

（２）保護者への生活支援の視点

核家族化や少子化等の社会環境の変化は、本村においても例外ではありません。また人口増加に伴い、住民の価値観の変化、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る保護者のニーズも多様化しています。

これらのニーズに対応できるように、保護者の視点に立った柔軟かつ総合的な支援を推進します。

（３）社会全体による支援の視点

子育ては「第一に家庭で」が基本ですが、全ての子どもが社会を構成する重要な一員として心身ともに健やかに成長するためには、家庭はもとより地域、企業、行政をはじめとした社会全体が様々な資源を活用し、それぞれの役割を担いながら緊密な連携と協力により子どもの健全育成に関わっていくことが必要です。また、子育てを行う上での男女の固定的な役割分担意識の解消とともに、全ての子どもや子育て家庭の支援にあたっては、質の高い多様なサービスの提供が求められています。このような対応をスムーズに行うためにも、社会全体で支援する視点で推進します。

第4章　計画の内容

1　教育･保育提供区域について

（1）教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な地域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

教育・保育提供区域ごとに、教育・保育の量の見込み及び確保方策、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策を定めます。

（2）南箕輪村の教育・保育提供区域

村内全域（飛び地を除く）を一つの提供区域とします。

図 14　教育・保育提供区域

2 教育･保育施設等の需要量及び確保の方策

国の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

（1）１号認定（３歳以上で教育を受けさせたいもの）

表６　量の見込み及び確保方策　　**単位：人**

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	20	20	20	20	20
確保の内容	30	30	30	30	30
特定教育・保育施設	15	15	15	15	15
確認を受けない幼稚園	15	15	15	15	15
過不足	10	10	10	10	10

※令和元年度 10 月現在の幼稚園通園者　20 名

（2）２号認定　（３歳以上で保育を受けさせたいもの）

表７　入園実績（各年度末、令和元年度は 10 月現在）　　**単位：人**

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
472	489	471	475	490	513

表８　量の見込み及び確保方策　　**単位：人**

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	489	495	488	483	488
幼児期の学校教育の利用希望が強い	1	1	1	1	1
上記以外	488	494	487	482	487
確保の内容	489	495	488	483	488
特定教育・保育施設	489	495	488	483	488
確認を受けない保育施設	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

（３）３号認定　（３歳未満で保育を受けさせたいもの）

働く保護者の就労と保育を支援するため、３歳未満児保育を実施しています。

中部保育園・南部保育園・南原保育園で満８か月の翌月から、北部保育園・西部保育園は満１歳から保育園で保育を行っています。（育児休業が１歳の誕生日までとなっている事業所が多いことや、育児休業の途中から仕事復帰することがあるため、状況に応じて１か月ずつ早めることがあり、相談に応じています。）

（０歳）

表９　入園実績（各年度末　　令和元年度は 10 月現在）　　単位：人

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
36	51	45	43	53	21

表 10　量の見込み及び確保方策　　単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	57	61	63	67	68
確保の内容	57	61	63	67	68
特定教育・保育施設	57	61	63	67	68
地域型保育	0	0	0	0	0
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭的保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

（１・２歳）

表 11　入園実績（各年度末　　令和元年度は 10 月現在）　　単位：人

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
147	153	180	190	197	203

表 12　量の見込み及び確保方策　　単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	204	206	206	207	209
確保の内容	204	206	206	207	209
特定教育・保育施設	204	206	206	207	209
地域型保育	0	0	0	0	0
小規模保育	0	0	0	0	0
家庭的保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

（4）保育施設及び保育士等の確保

① 保育施設

園児数の増加に対応するため、平成 29 年度に南原保育園を増築し、施設整備を実施しました。

今後は、施設の長寿命化計画に基づき、施設の維持管理を計画的に行っていきます。

令和元年度現在　園児定員数　　**単位：人**

北部保育園	中部保育園	南部保育園	南原保育園	西部保育園	計
90	180	150	200	100	720

② 保育士等

令和元年 10 月現在、保育士・保育補助員や給食調理員等保育園全体で 178 名の職員がいます。３歳未満児の園児数の増加や支援が必要な園児が増えていることもあり、年々職員数が増加しています。

村では会計年度任用職員の待遇改善や各種研修等による資質の向上を図りながら、ハローワーク、県の保育士人材バンク、村のママの就業お仕事相談などを通じて保育士等の確保に努めます。

3 教育・保育の一体的提供の推進

○地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進

３歳未満児の保育ニーズは今後も高い状況が続くことが予想され、保育が必要な児童を全員受け入れるためには、施設整備はもとより、新たに地域型保育事業も視野に入れた取り組みが必要になると考えられます。

地域型保育事業者を認可する場合には、村の保育園は連携施設としての役割が必要となりますので、同じ村内の子どもを保育する施設として連携を図ります。

４ 地域子ども･子育て支援事業

○地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

国の基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。

子ども・子育て支援法第 59 条に規定する市町村が実施する事業

（１）	利用者支援事業
（２）	延長保育事業（長時間保育）
（３）	実費徴収に係る補足給付を行う事業
（４）	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
（５）	放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）
（６）	子育て短期支援事業
（７）	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
（８）	① 養育支援訪問事業 ② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 （その他要保護児童の支援に資する事業）
（９）	地域子育て支援拠点事業（すくすくはうす）
(10)	一時預かり事業
(11)	病児保育事業（病児・病後児保育）
(12)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
(13)	妊婦健康診査事業

※（　　）内は村で実施している事業名になります。

（１）利用者支援事業

【概　要】

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・支援等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

【現　状】

役場子育て支援課窓口、すくすくはうす及び子育て教育支援相談室において子育てに関しての相談に応じるとともに、子育て支援関連事業の情報提供を行っています。

【推進方策】

こども館を子ども・子育て支援の拠点と位置付け、子育て関連事業の情報提供や相談・助言等を行うスタッフを配置し、利用者支援事業の展開を図ります。

表 13　量の見込み及び確保方策　　**単位：か所**

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の内容	1	1	1	1	1
過不足	0	0	0	0	0

（２）延長保育事業（長時間保育）

【概　要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施する事業

【現　状】

村内の５保育園全てで延長保育事業（長時間保育）を実施しています。

村では、８時間を超える保育を長時間保育として実施していますが、国の制度では標準時間（11 時間）を超えるものが延長保育とされ、村の保育時間では 18 時 30 分以降が長時間保育にあたります。

通常の保育時間：午前８時 30 分から午後４時 30 分まで
長時間保育　　：朝　午前７時 30 分から午前８時 30 分まで
　　夕　午後４時 30 分から午後７時まで
　　（土曜日は午前 11 時 30 分から午後７時まで）

表 14　長時間保育利用者数の推移　　**単位：人**

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者	232	264	282	280	316

【推進方策】

共働き世帯の増加に伴い、長時間保育利用者が増加しています。

保護者の就労状況に応じた保育認定を基に、ニーズに応じた保育を実施します。

表 15　量の見込み及び確保方策　　**単位：人**

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み		320	320	328	332	336
確保の内容	人数	340	340	340	350	350
	施設数（園）	5	5	5	5	5
過不足		20	20	12	18	14

（３）実費徴収に係る補足給付を行う事業

【概　要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

【現　状】

保育園児の観劇の保護者実費負担を一部補助しています。

【推進方策】

その他必要な助成の取り組みについて検討していきます。

（４）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【概　要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進及びその他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

【現　状】

幼児教育等のニーズはあっても村内には村立保育園のみで、その他の施設はなく、民間事業者の参入の動きはない状況です。

【推進方策】

多様なニーズに対応できるよう、事業参入者への情報提供や相談に努めるとともに、新たな取り組みに対し必要な支援をしていきます。地域型保育事業者による事業が開始される場合には、充分な連携を図っていきます。

（５）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【概　要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に遊び等の活動や生活の場を提供し、支援員の支援のもと児童の健全育成を図ることを目的に運営しています。

平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中に実施します。

【現　状】

村内２か所で開設し、南箕輪小学校放課後児童クラブをこども館内、南部小学校放課後児童クラブを南部小学校内で運営しています。

また、放課後児童クラブの利用者は、平成 26 年度の 121 人から年々増加し、平成 30 年度では 182 人となっています。（表 16）

＜対象児童＞

・村内の小学校に在籍する小学生
・保護者が就労等により不在、または家庭状況により適切な保育（放課後支援）が受けられない児童
・保護者の傷病・災害・事故・出産・看護・介護・冠婚葬祭等、社会的にやむをえない事由により、緊急かつ一時的に家庭での保育（子育て）が困難となる児童

＜開設日・時間＞

・授業日　　下校時刻から午後７時まで
・授業日以外　　午前８時から午後７時まで
（日曜・祝祭日・お盆・年末年始等を除く）

＜負担金＞

月額 5,000 円
（母子又は父子家庭 3,000 円、生活保護家庭及び準要保護家庭は無料）
一時的な場合は 1 回 800 円（生活保護家庭及び準要保護家庭は無料）

表 16　放課後児童クラブ利用状況（登録者数）　　**単位：人**

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
南箕輪小	82	92	117	143	142
南部小	39	42	33	38	40
計	121	134	150	181	182

【推進方策】

児童が放課後等を安全・安心に過ごせるよう遊び等の活動や生活の場を提供し、児童の健全な育成が図れるよう、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実に努めます。

また、今後も利用希望が見込まれる配慮が必要な児童についても教育、福祉の所管部署が連携を深め、受け入れ体制の強化や支援員の研修等を実施していきます。

表 17　量の見込み及び確保方策　　**単位：人**

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み		245	244	244	246	246
確保の内容	登録児童数	200	200	200	200	200
	一時利用	80	80	80	80	80
	施設数	2	2	2	2	2
過不足		37	38	38	36	36

（６）子育て短期支援事業

【概　要】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に委託し、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

【現　状】

平成 26 年 10 月に南箕輪村子育て短期利用事業実施要綱を制定しました。

対 象 者：18 歳未満の児童
　　家庭における養育を受けることが一時的に困難となった児童のうち村長が必要と認めるもの
利用期間：1 回につき 7 日を限度
　　ただし、村長が認めた場合は延長することができる。

【推進方策】

民間事業者が運営する施設を利用し、ニーズに対応します。

表 18　量の見込み及び確保方策　　**単位：人**

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み		7	7	7	7	7
確保の内容	延べ人数	7	7	7	7	7
	施設数	1	1	1	1	1
過不足		0	0	0	0	0

（７）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【概　要】

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

【現　状】

母子保健法に基づき、３か月児健診前の家庭を保健師が訪問し、保健指導を行っています。

【推進方策】

母子保健法に基づく新生児訪問と連携した取組みを進めます。

表 19　量の見込み及び確保方策　　**単位：人**

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	128	123	123	121	120
確保の内容	128	123	123	121	120
過不足	0	0	0	0	0

（８）①養育支援訪問事業

【概　要】

乳児全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談支援等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

【現　状】

母子保健担当係と子育て教育支援相談室が連携し、要支援家庭の相談に応じて相談支援を行っています。

【推進方策】

子育て世代包括支援センターの事務局を担う子育て教育支援相談室にスタッフを配置する等、関係機関と連携が取れるよう推進していきます。

表 20　量の見込み及び確保方策　　**単位：件**

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	23	23	25	25	25
確保の内容	23	23	25	25	25
過不足	0	0	0	0	0

（８）②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

【概　要】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性の向上と、ネットワーク機関間の確かな連携を図る取り組みを実施する事業

【現　状】

要保護児童対策地域協議会の事務局である子育て教育支援相談室を中心に要保護児童等に対する関係機関の間でネットワークを構築しています。

【推進方策】

引き続き、個人情報保護・秘密保持等に配慮しながら関係機関との更なるネットワーク構築や職員・関係機関の専門性の向上を図ります。

また、市町村子ども家庭総合支援拠点（※）の設置に向けて体制を整えていきます。

※市町村子ども家庭総合支援拠点とは

管内に住んでいるすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関して必要な支援に係る業務を行います。

特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図るものとなります。

（９）地域子育て支援拠点事業（すくすくはうす）

【概　要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・支援、情報の提供、その他の援助を行う事業

【現　状】

子育て支援団体の活動の充実を図りながら、幅広い世代間の交流を通じ、地域全体で子育てをしていく場として、平成 17 年４月１日に村民交流センター（通称：すくすくはうす）を開所しました。

保育士の資格を持つ子育てアドバイザーが常駐し、子育てについての相談・支援事業を行っています。また、親子で季節の行事を楽しむ子育て支援講座の企画、子育て教育支援相談室による子育て相談・支援、ママの就業お仕事相談等を行っています。

また、緊急の場合のお子さんの一時預かりも行っています。

開所日時：月～金　午前９時から午後４時まで

一時預かり利用料金：400 円／時間（４時間まで）

表 21　すくすくはうす利用状況（児童数）　　単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ人数	5,290	4,952	5,112	5,171	5,181
1 日当たり	20.8	19.8	20.4	20.6	20.7

※１日当たりの人数は年 250 日として除した数字を参考値として記載

また、未就学児を対象とした子育て団体・サークルの活動を支援する目的で、施設の貸し出しを行っています。

貸出可能日：土曜日（祝日、お盆、年末年始を除く）
時　　間：午前８時 30 分から午後６時 30 分まで
利 用 料 金：遊戯室　400 円/時間
　　冷暖房　200 円/時間
平成 30 年度利用実績：延べ 19 件（交流会、サークル活動）

【推進方策】
子育て中の親子が気軽に立ち寄り、交流できる施設とし、子育てに対する不安の解消や負担感の軽減、地域の子育て支援機能の充実を図ります。

表 22　量の見込み及び確保方策　　**単位：人**

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み		5,200	5,200	5,200	5,200	5,200
確保の内容	延べ人数	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200
	施設数	1	1	1	1	1
過不足		0	0	0	0	0

（10）一時預かり事業

【概　要】
家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児を、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点施設その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業

【現　状】
保護者の冠婚葬祭や疾病等、やむを得ない事情により家庭で児童を保育できないときに村内５保育園及びすくすくはうすで一時的に保育を行っています。

対象児童：村に居住する認定こども園、幼稚園、保育園に通園していない児童
　　保育園：概ね１歳以上
　　すくすくはうす：概ね３か月以上
実 施 日：通常の保育が行われている日及びすくすくはうす開所日
時　　間：午前８時 30 分から午後４時まで
料　　金：１日 3,000 円　１時間 400 円
　　（ただし、長時間保育及び土曜保育の時間も可能とし、すくすくはうすは４時間までの利用者を対象としています。）

表 23　一時的保育利用者数　　**単位：人**

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保育園	43	47	34	65	33
すくすくはうす	84	51	45	78	102
計	127	98	79	143	135

【推進方策】

多様なニーズに応じることができるよう、地域における子育て支援活動との連携を図ります。

① 保育園での一時預かり（預かり保育）

表 24　量の見込み及び確保方策　　**単位：人**

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（延べ）		338	333	334	332	331
	１号認定	20	20	20	20	20
	２号認定	318	313	314	312	311
確保の内容	延べ人数	338	333	334	332	331
	施設数	3	3	3	3	3
過不足		0	0	0	0	0

② 保育園以外での一時預かり

表 25　量の見込み及び確保方策　　**単位：人**

			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み			100	100	100	100	100
確保の内容			100	102	102	104	104
	一時預かり	延べ人数	100	100	100	100	100
		施設数	6	6	6	6	6
	ファミリーサポート		0	2	2	4	4
	トワイライトステイ	延べ人数	0	0	0	0	0
		施設数	0	0	0	0	0
過不足			0	2	2	4	4

（11）病児保育事業（病児・病後児保育）

【概　要】

病児について、病院・保育園等に付託された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業

【現　状】

平成 23 年から上伊那医療生活協同組合に、また、平成 30 年より伊那中央行政組合にも委託を開始し、病気治療中又は回復期にある児童を一時的に預かる「病児・病後児保育」を実施しています。

場　　所：療育施設　いちごハウス　　上伊那生協病院（箕輪町）
　　療育施設　あるぷす　　伊那中央病院敷地内（伊那市）
対象児童：村内在住の１歳から小学６年生までの児童
利用時間：月曜日から金曜日
　　午前８時から午後６時まで（祝日、年末年始、お盆を除く）
利用料金：１人１日 3,000 円（４時間までは 1,500 円）
　　村保育園園児、生活保護世帯は無料
　　食事・おやつは実費負担（食事：250 円 おやつ：50 円）

表 26　病児・病後児保育利用者（延べ人数）　　**単位：人**

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
いちごハウス	247	193	237	381	232
あるぷす					233

【推進方策】

病児・病後児保育については、年々利用者が増えており、今後も多くの児童の利用が見込まれます。「いちごハウス」・「あるぷす」と連携を取り、両施設の利用調整をしながら対応していきます。

表 27　量の見込み及び確保方策　　**単位：人**

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（延べ）		470	480	480	490	490
確保の内容	延べ人数	470	480	480	490	490
	施設数	2	2	2	2	2
過不足		0	0	0	0	0

（12）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【概　要】

ファミリー・サポート・センター事業は、児童の預かり等の支援を受けたい方（依頼会員）と支援を行いたい方（協力会員）との相互支援活動により、地域で子育て家庭の育児を支援する事業です。

【現　状】

「子育てを支援してほしい人(依頼会員)」と「子育てを支援したい人(協力会員)」を会員として、依頼会員と協力会員の相互支援活動に関する連絡・調整を行っています。

平成 30 年度からは、伊那地域定住自立圏の枠組で研修会を行い、他市町村からも協力員を募集しました。平成 30 年度では、協力会員数は 25 名、依頼会員数は 30 名となっており、34 件の依頼実績がありました。

利用時間：午前７時から午後７時まで（月曜日～土曜日）
利用料金：700 円／時間（上記時間以外は 800 円）

【推進方策】

協力会員の増加を図り、依頼会員となる利用者への事業の周知を図りながら、引き続き実施します。

伊那地域定住自立圏の枠組で、協力会員の募集、スキルアップ講座等を実施していきます。

依頼会員・・・子育ての支援をしてほしい方で、村内に在住しおおむね生後３か月から 12 歳までのお子さんを育てている方
協力会員・・・子育ての支援をしてくださる満 20 歳以上の方で、心身ともに健康な方
性別及び資格の有無は問いませんが、原則として自宅で支援活動を行うことができる方で、村が行うファミリーサポーター養成講座を修了した方
両方会員・・・依頼会員、協力会員を兼ねる方
子育ての支援をしてほしい方で、お子さんを預かることもできる方ですが、ファミリーサポーター養成講座を修了した方

≪利用可能なとき≫
・保育園や幼稚園、学校等の時間外や休みのとき
・保育園や幼稚園等の送り迎え
・冠婚葬祭、保護者の病気、PTA 行事、社会的活動等へ参加するとき
・このほか子育てに関する支援が必要なとき
※原則として、宿泊での預かり、病児・病後児の預かりは行いません。

表 28　ファミリー・サポート・センター利用者　　単位：人

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
0	8	11	9	32

表 29　量の見込み及び確保方策　　単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	35	35	35	40	40
確保の内容	35	35	35	40	40
過不足	0	0	0	0	0

（13）妊婦健康診査事業

【概　要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦の健康診査として、①健康状態の把握 ②検査計測　③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の必要に応じた医学的検査を実施する事業

【現　状】

妊婦の健康管理と、疾病の異常の早期発見のため、母子健康手帳交付時に妊婦健診の受診勧奨、医療機関等で使用できる受診票（補助券）の交付を行っています。一人につき 14 回の健診費用を公費負担しており、ほとんどの方が利用しています。

また、健診の結果、必要な妊婦には個別相談・訪問を行っています。

受診者数　　延べ人数 1,854 人　　※平成 30 年度

【推進方策】

妊婦の健康管理と異常の早期発見のため、引き続き受診票（補助券）の交付を行い、受診を推奨します。また、健診の結果に基づき、必要な妊婦への個別訪問、個別相談を引き続き行います。

表 30　妊婦健康診査受診者　　単位：人

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
2,195	2,048	1,974	1,659	1,854

表 31　量の見込み及び確保方策　　単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
確保の内容	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
過不足	0	0	0	0	0

第5章　南箕輪村こども館

１　南箕輪村こども館

～ 子どもや、子育てにかかわるすべての人が、
集い・学び・遊び・相談できる場を目指して ～

南箕輪村こども館は平成 29 年７月に開館し、こども館係では、子育て支援拠点施設（児童館的機能を含む）の役割を担い、子育て教育支援相談室では、相談業務を主とし、南箕輪村版ネウボラを推進する子育て世代包括支援センターの事務局として事業を展開しています。また、こども館内には、子育て女性就職支援事務局、村中間教室などもあり、子育てを支援する複合施設としての役割も担っています。

【こども館の方向性】
南箕輪村の未来を担うすべての子どもたちが、限りない夢と想像力を持ち、健やかに成長していくために、成長段階に合わせた子育て支援・相談をはじめ、「学び・遊び・仲間や幅広い世代の人と交流」ができる“みんなの憩いの場”を目指していきます。

①　こども館でのイベント

【概　要】
０歳～18 歳までの児童とその保護者を対象に、各世代層に合わせたイベントを行っています。

【推進方策】
各世代のニーズにあった内容を取り上げ実施していくことができるよう努めていきます。また、中学生、高校生などの活動を披露できる場を提供していきます。
なお、イベントでは、地域の方々との世代間交流を推進していきます。

イベント	対象
土曜日・学校休業日イベント	未就学児～主として小学生
おひさまひろば	未就園児と保護者
中学生学習支援	中学生
こども館講座	園児・小学生
創作活動	小学生
まっくん体験広場	小学校高学年
高校生とのコラボレーション	高校生・住民

② 南箕輪村子育てサークル活動支援補助金

【概　要】

家庭での子育ての支援や児童の健全育成を目的とし、地域での子育てサークル活動を支援しています。

児童と保護者が集まって、子育てに関する学習や情報交換、その他の活動を行うなど、以下の要件を満たす子育てサークルには、活動に要する経費の一部を補助する事業を行っています。

・村内に住所を有する者が概ね 10 人以上であり、かつ、村内で活動するもの。
・新規会員の参加受け入れを常時行っていること。
・村が活動内容等について行う広報に協力すること。
・話し合い、打ち合わせ、事業実施日等を含め、月１回程度活動していること。
・特定の宗教、政治、選挙活動又は営利を目的とした活動をしないこと。
・他の公的な補助金交付を受けていないこと。
・本事業の趣旨に反する事業を実施しないこと。

【推進方策】

子育てサークル団体を通じて、地域の子育て家庭の育児を支援します。

子育てサークル団体が活動しやすい環境づくりを検討します。

平成 30 年度地域子育てサークル活動支援団体

団体名	対象	活動内容	活動場所
神子柴「かま塾」	幼児から中学生	地域の伝統や 食文化の伝承	神子柴公民館
ぽかぽか club	入園前の親子	子育て支援 交流会 情報交換	村公民館
子育てサロン	入園前の親子	子育ての支援 交流の場の提供	南箕輪村社会福祉協議会 ボランティア室
まほうのおなべ	児童	こどもの居場所 づくり	村公民館・北殿公民館

第6章　その他の子ども･子育て支援施策の推進

１　地域における子育て支援

1－ 1　おはなしむら・ちいさなおはなしむら事業
1－ 2　ブックスタート事業
1－ 3　すくすく玉手箱事業（子育て学級）
1－ 4　親子わんぱくランド
1－ 5　ふれあい保育（地域活動事業）
1－ 6　運動あそびプログラム事業
1－ 7　人材育成講演会・教室事業
1－ 8　ＤＶＤ上映会事業（キッズシアター）
1－ 9　食育推進事業
1－10　子育て教育支援相談事業（子育て世代包括支援センター）
1－11　児童手当給付事業
1－12　子育て応援パスポート事業

１－１　おはなしむら･ちいさなおはなしむら事業

【現　状】

近年子どもの読書離れが指摘されている中、子どもたちがおはなしを楽しみ、子どもたちの想像力を育む機会を提供しています。また、テレビやインターネットと違って、人のぬくもりのある声による読み聞かせやわらべうたは子どもたちの心に残ります。子どもたちが本を好きになるきっかけづくりだけでなく、家庭でも親子で気に入った絵本を読んだり、わらべうたを歌ったりすることで親子の絆がよりいっそう深まります。その他、参加者の親同士の子育てに関する情報交流の場となっています。

『おはなしむら』は、毎月１回土曜日の午前中に村民センターにおいて開催しています。平成 30 年度は、幼児・小学生を対象に年間 12 回開催し、延べ参加人数は、421 人で、１回あたり約 35 人の参加を得ています。

『小さなおはなしむら』は、毎月２回金曜日の午前中に村民センターにおいて開催しています。平成 30 年度は、未就園児と保護者を対象に年間 12 回開催し、延べ参加人数は、194 人で、１回あたり約 16 人の参加を得ています。

おはなしむら事業の概要

対　象	幼児・小学校低学年と保護者
内　容	絵本の読み聞かせ　紙芝居　パネルシアター　工作等
スタッフ	図書館司書　図書館ボランティア等
日　時	毎月１回土曜日　午前 10 時 30 分～午前 11 時 30 分
平成 30 年度実績	年間 12 回　　延べ参加人数 421 人　１回約 35 人

ちいさなおはなしむらの概要

対　象	未就園児と保護者（０～１歳児、２～３歳児の２グループに分けて実施）
内　容	絵本の読み聞かせ　紙芝居　パネルシアター　工作等
スタッフ	図書館司書
日　時	毎月１回金曜日　午前 10 時～　午前 11 時～
平成 30 年度実績	年間 12 回　　延べ参加人数 194 人　１回約 16 人

【課　題】

「おはなしむら」は、ボランティアの協力を得て実施しています。

核家族化が進む今日において、世代間交流の場にもなっており、参加者は年々増えています。一方で、未就園児を対象にした「小さなおはなしむら」は、子育て支援施策の充実や共稼ぎ世帯の増加から、２・３歳児の参加が少なくなっています。

【推進方策】

引き続きボランティアの協力を得て、赤ちゃんから小学生までの子どもたちが、年齢にあったおはなしをより多くの方が楽しめるような、おはなし会の内容・実施方法について検討していきます。

また、親子でおはなしの世界を楽しむことができるように、定期的に絵本作家や本選びの専門家を招いて講演会を実施します。

１－２ ブックスタート事業

【現　状】

子どもが幼いうちから本に親しむために、ブックスタート事業を実施しています。まず「ファーストブック」として、７か月児相談時に赤ちゃん向けのお薦め絵本８冊の内から１冊を各ご家庭にプレゼントしています。３歳児健診時に「セカンドブック」として、幼児向けのお薦め絵本８冊の内から１冊をプレゼントしています。

【課　題】

絵本を手渡すと、親子で仲良く絵本を読む姿が見られます。スマートフォンなどの普及で読書離れの懸念もあるため、プレゼントの絵本を読む体験を通して、幼児期から家庭で絵本を楽しむ習慣が定着するよう、継続的な取り組みが必要です。

【推進方策】

幼いうちから絵本を通じて親子の心が通い合う体験はとても大切です。

健診時には絵本を手渡すだけでなく、図書館の利用を呼びかけ、成長に応じて親子で絵本を楽しむことができるように呼びかけていくことが必要です。親子が絵本を楽しむきっかけづくりとして、引き続き実施していきます。

１－３ すくすく玉手箱事業（子育て学級）

【現　状】

健やかな子どもを育てるため、親子・仲間遊びを通してふれあいや交流を図っています。

すくすく玉手箱事業（子育て学級）の概要	
対　象	保育園　幼稚園　認定こども園入園前の子どもと保護者
内　容	開講の会　イモ植え　親子遠足　夏祭り　大運動会　イモ掘り 収穫祭　クリスマス会　お正月　節分　閉講の会
スタッフ	公民館長　公民館主事　社会教育指導員　保育士　講師
日　時	毎月１回　午前９時 30 分～午前 11 時
平成 30 年度 実績	主として村公民館を会場に年間 11 回開催 （年齢により２グループで実施） 親子 30 組　延べ参加人数　249 人

【課　題】

次世代育成を地域全体で支援していくためには、地域における子育て・家庭のつながり・交流が重要となります。家庭の子育てを大切にし、将来的には親子のネットワークが広がっていくことが理想です。

【推進方策】

地域における子育て中の保護者同士の交流を図り、育児の孤立化を解消すると同時に、保護者の育児不安を解消する場として、今後も「すくすく玉手箱」を開催していきます。

遊びを通して保護者が子どもに向き合うことに楽しみを感じ、子育てを楽しもうとする意識を高めることができるよう、また子育てに関して学ぼうとする気持ちを尊重しながら、「すくすく玉手箱」を開催していきます。

近年の社会環境の変化に対応できる、保護者としての「子どもの生きる力」の育ちをサポートし、子どもは「生きる力」を養うきっかけの場としていきます。

１－４ 親子わんぱくランド

【現　状】

親子のふれあいや子ども同士の交流の場として、青少年健全育成・子育て支援の推進を図っています。

親子わんぱくランド	
時　期	毎年　３月　第１土曜日
場　所	村民センター
対　象	幼児・児童・生徒
内　容	親子ふれあい劇場（人形劇等）　工作コーナー　ゲームコーナー 子ども向け抹茶体験コーナー　リサイクル本市等

【課　題】

計画・実施に当たっては関係団体や青少年のボランティア参加を働きかけ、地域住民も巻き込んだ交流イベントとしていく必要があります。

また、関係団体との連携を図りやすい開催時期も検討する必要があります。

【推進方策】

関係団体との連携を図り、ボランティア参加を働きかける等、行政主導のイベントではなく、地域住民との協働による交流イベントとなるよう努めます。

１－５ ふれあい保育（地域活動事業）

【現　状】

世代間交流保育

保育園の活動の中で地域住民による、季節の行事等の交流を大事にしています。

地域のお年寄りから、まゆだまづくり、よもぎつみ、もちつき等の季節的行事や伝承遊び・郷土食を学ぶことによるふれあいを通し、地域住民との交流が深まっています。

【推進方策】

今後もより広く地域に事業の浸透を図っていきます。

地域住民との交流を今後も深め、次代を担う子どもたちに昔ながらの行事や遊びが伝わることを大事にしていきます。

１－６ 運動あそびプログラム

【現　状】

子どもを取り巻く環境の変化とともに、子どもたちの遊びの質は、木登りや鬼ごっこ、かくれんぼ等の動的な外遊びから、テレビゲームやスマホゲーム、ＤＶＤやパソコンなどによる動画鑑賞等の静的な室内遊びへと変わってきており、「体力」はもちろん「活発に遊ぶ力」や「コミュニケーション力」が低下してきています。それによって「我慢ができない」「キレる」「荒れる」といった子どもたちが増え、子どもたちが感情を抑制することができない原因は、脳の前頭葉の発達が関係していることが明らかになっており、松本短期大学の柳沢秋孝名誉教授の研究から、「体を動かすあそびがその発達を促す」と、幼児発達と脳科学を融合させた「柳沢運動プログラム」が開発されました。幼児期のうちから意図的に体を動かすことを楽しむ機会をつくることで、達成感や満足感を感じながら体だけでなく、脳や心の成長も促すとされ、その効果は科学的にも証明されています。

現在、専門の運動保育士が定期的に各保育園や小学校を巡回し、柳沢運動プログラムを基にした誰でも楽しく体を動かせる運動あそびを展開しています。

今では、子どもたちの園生活の中での一つの楽しみになっており、この活動を通じて、自ら興味を持ち、鉄棒や登り棒、渡り棒等、固定遊具で遊ぶ子どもが増え、できるようになったことが自信となり、より意欲的になる子どもの姿があります。

また、こども館では未就園児を対象とした親子運動あそびを定期的に開催し、幼児期における運動やふれあいあそびの大切さを保護者に伝えながら、親子で楽しむ時間を設けています。

【推進方策】

引き続き、運動保育士が巡回し、年齢・発達段階に応じた運動あそびを実施していきます。保育士は運動保育士から日常の保育でのプログラムの取り入れ方や補助法等の指導を受け、保育の一環として園生活の中へ取り入れ、継続して実施していきます。小学校低学年においても、平成 20 年度から運動あそびを授業として展開しています。

また、保護者や村民へ運動あそびの理解を深め、地域により広く周知し、地域への浸透を図ります。

１－７ 人材育成講演会･教室事業

【現　状】

より多くの次世代を担う小中学生を対象とした講演会やスポーツ教室等を開催し、人材育成のために始めた事業です。

人材育成事業	
実施時期	学校年間行事計画により実施
内　容	令和元年度は、南部小学校全校児童が、ベストセラー『空想科学読本』の著者である柳田理科雄氏による「考えることは楽しい。だから科学はおもしろい」の講演を聴きました。児童は、実験や体験を通し身の回りのことに科学の目を向けることの面白さを感じていました。

【推進方策】

多くの人から得る知識･体験･感動は児童生徒の人材育成に大きな影響を与えます。

今後も学校と連携を密にとりながら、人材育成に適した講師の選定を行い、継続実施していきます。

１－８ DVD上映会（キッズシアター）

【現　状】

村民センターで教育委員会と図書館共催で実施している事業で、幼児・小学生と保護者を対象に、親子のふれあいを深め、子どもの健やかな成長を目的に、ＤＶＤ上映会「キッズシアター」を行っています。上映は、村図書館や上伊那地方視聴覚協議会の資料から３本程度選定しています。

【課　題】

事業としてのＤＶＤ鑑賞だけでなく、家庭における親子のふれあい方についても啓発していく必要があります。

【推進方策】

ＤＶＤ上映会時に「家庭・地域・保育園・学校」がともに子どもたちを育てていく取組みについて、保護者に呼びかけていきます。

１－９ 食育推進事業

① 妊娠期・乳幼児期からの食育

【現　状】

母子健康手帳交付時やマタニティスクール等をとおし、妊娠期から食事支援を行っています。また、乳幼児健診や育児相談では離乳食や幼児食の進め方、子どもの食事の悩み等の相談・支援を行っています。その中でも平成 25 年度より、２歳児相談の中では「おはしの持ち方教室」を行っています。箸は大芝のひのきの間伐材を使用し、障がい者生きがいセンター「ひまわりの家」で加工しています。ゲームをとおして親子の箸の持ち方を改めて見直すだけではなく、手を使った遊びやスプーン・フォークから箸への移行等についてお話しています。お箸は親子用に３膳あり、家に持ち帰り使用できるようにしています。

以前から行われていました「もぐもぐ離乳食教室」は全親子対象に、より丁寧な支援ができるよう、７か月児相談の中に離乳食の説明と個別相談を取り入れる体制に変更しました。試食を通し、乳児の様子等を確認し、月齢にあった離乳食の形態や食べさせ方のアドバイスを行います。また、保護者の不安や困っている点についても相談・支援を行います。

ファミリークッキングは、小学生とその家族を対象にして、村の食生活改善推進協議会と共催で年１回実施しています。小学生のときから体験を通し、調理に関わることにより食事への関心を深め、食事を作ることの楽しさや大変さ、ありがたさなどを感じ、体験できる場、そして保護者がゆっくり子どもと関わりながら調理のできる場となっています。

また、村内の保育園において、食生活改善推進員によって構成された「まっくん食育応援団」と村栄養士が連携し、各保育園の協力のもと、食育活動を行っています。園児たちに手作り紙芝居や旬の野菜の紹介をしたり、保護者に手作りおやつのレシピと試食を配布する等の活動を行っています。

【課　題】

食生活に関しては、市販のものに頼りすぎる傾向や朝食抜き、食事の偏りが気になる家庭がみられます。核家族化が進む中、共働きの家庭が多くなることにより、親子一緒に食事を作り食べる機会も減っています。

教室は、希望者のみが受講しているので、より幅広い対象者に対しても食育が行えるよう検討が必要です。

【推進方策】

食育を通して、食の大切さを妊娠期から伝えていきます。「早寝早起き朝ご飯」を乳幼児健診や村広報紙等を通じて情報提供を行います。

乳幼児健診や育児相談では、指導や試食をとおし適正時期に支援が行えるよう検討していきます。

食生活改善推進協議会や保育園、学校等の関係機関と連携し、乳幼児や園児、小学生及びその家族等に食育を行い、食事のマナーや地産地消、思いやりの心、感謝の気持ち等を伝えていきます。

② 保育園給食での地元産食材の利用

【現　状】

安心・安全・新鮮な食材を提供し、地域農業に対する関心を高めています。農産物はできるだけ地元産をはじめ、国内産のものを購入しています。

【課　題】

安定した生産・流通システムの構築が必要であり、安心・安全・新鮮な食材の安定した確保が必要です。

【推進方策】

地元農業関連機関や業者との連携により、安心・安全・新鮮な食材の安定した確保を図っていきます。

また、栄養士及び食生活改善推進員による「食育の日」を保育園ごとに決め、地元農産物に興味が持てるよう、園児向けのお話やパネルシアターを実施したり、保護者向けの手づくりおやつの紹介を実施します。

③ 学校給食での地元産食材の利用

【現　状】

安心・安全・新鮮な食材を提供し、食に関する指導の「生きた教材」としての活用と共に地域農業に対する関心を高めています。平成 16 年度から地元産米を使用し、他の農産物についてもできる限り地元産をはじめ、国内産のものを購入しています。

【課　題】

安定した生産・流通システムの構築が必要であり、安全・新鮮な食材の安定した確保が必要です。

【推進方策】

地元農業関連機関や業者との連携により、安全な食材の安定した確保を図ります。

④ 食物アレルギー対応

【現　状】

保育園・学校での食育推進がより充実するために、できるだけ温かい手作りの給食の提供を大切にしています。近年、食物アレルギー対応を必要とする園児・児童生徒が増えており、小中学校では「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」を策定し、令和２年４月より運用する予定です。

全ての児童生徒にとって給食が安心･安全かつ楽しい時間となるよう努めています。

【課　題】

全ての子どもたちに、より安心・安全な給食の提供に努めるとともに、関係職員・家庭･医療機関の連携のもと､食物アレルギーについて理解を深めることが大切です。

【推進方策】

関係職員が研修を深め「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」の周知・徹底とともに、保育園から中学校まで、子どもの育ちを繋ぐための「保育園におけるアレルギー対応ガイドライン」の策定を検討していきます。

１－10 子育て教育支援相談事業（子育て世代包括支援センター）

【現　状】

○子育て教育支援相談室

子育て教育支援相談員が、一体的かつ専門性を担保しながら迅速に相談・支援が行える体制を整え、妊娠期から 18 歳までの子どもを対象に相談業務を行うことを目指し、平成 22 年度より子育て教育支援相談室を設置しました。

平成 29 年４月からは、庁内の子どもに関わる３課（子育て支援課・健康福祉課・教育委員会事務局）を子育て世代包括支援センターとして機能強化し、子育て教育支援相談室を事務局と位置付けました。

育児・教育相談、発達障がい関係、虐待（児童虐待、ＤＶ）、非行、不登校等子どもと保護者などの相談を受け、アセスメント（見立て）をもとに、適切な支援を早期に行い、必要があれば関係機関との連携を図ります。

小学校就学前の児童の相談・支援については主に住民福祉課や子育て支援課と、小中学校の児童生徒については教育委員会事務局と連携を取りながら進めています。児童や保護者に寄り添い、保育園・幼稚園、小中学校・高等学校における一貫性のある子育て相談・支援が行われることを大事にしています。

・たけのこ園・保育園・幼稚園・学校との連携
・家庭支援（保護者支援、子育て支援講座）
・子ども支援（相談・ＳＳＴ（※P54 参照）等）
・民生児童委員・児童相談所・警察・福祉機関等との連携

【開室時間】　月曜日～金曜日の午前８時 30 分～午後５時 15 分
（祝日及び 12 月 29 日～翌年１月３日を除く。）

【場　　所】　南箕輪村こども館内

【平成 30 年度　相談実績】

・教育相談（発達、不登校、養育など）	74 回
・要保護関係	259 回
・就学相談	120 回・40 件
・巡回相談（保育園・幼稚園）	536 回・156 件
・乳幼児相談	204 回
・その他の相談（保護者相談含む）	144 回
・小学生 SST	41 回
・作業療法士の個別相談	250 回・24 件

※すべて「延べ回数」となります。

○子育て支援講座の開催

平成 30 年度実績	保護者対象	５回・129 人（延べ）
	保育士、教職員対象	８回・340 人（延べ）
	講演会	１回・52 人
	演題「発達障害の基本と最新情報」	
	講師　独立行政法人国立重度知的障害者支援施設のぞみの園　日詰正文　氏	

【課　題】
関係機関との連携を取りながら個々のケースごとに検討をする必要があります。

【推進方策】
引き続き、育児・教育相談、発達障がい関係、虐待（児童虐待、ＤＶ）、非行、不登校等子どもと保護者などの相談を受け、アセスメント（見立て）をもとに、適切な支援を早期に行い、必要があれば関係機関との連携を図ります。

１－11 児童手当給付事業

【現　状】
児童手当法に基づき、次世代の社会を担う子ども１人ひとりの育ちを社会全体で支援する観点から、中学校終了までの児童の養育者に児童手当が支給されます。

支給額　　３歳未満児　１人につき　月額 15,000 円
３歳以上小学校終了前
第１・２子　　月額 10,000 円
第３子以上　　月額 15,000 円
中学生　　一律　　月額 10,000 円
※受給者が所得制限限度額を超えた場合は特例給付となり、
一律月額 5,000 円の支給となります。

支給要件　　15 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある児童
支給月　　２月、６月、10 月に、それぞれの前月分までが支給されます。

【推進方策】
出生届及び転入届提出時に併せて、児童手当の申請受付を行う等、受給漏れのないように事務を行います。

１－12 子育て応援パスポート事業

【現　状】
地域ぐるみで子育て支援体制を進めるよう 18 歳未満の子どもがいる全世帯を対象として、県内どの地域でも協賛店舗でサービスが受けられる事業です。
18 歳未満の子ども（18 歳に達する年度の３月末まで）が１人以上いる世帯にパスポートカードを配布し、各世帯は協賛店舗でこのカードを提示することにより、割引等の子育て支援サービスが受けられます。

【推進方策】
広報等で制度の周知を図り、必要な世帯が利用できるように推進します。

２ 母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進

2－ 1　妊娠の届け出及び母子健康手帳交付（母子保健法）
2－ 2　マタニティスクール（母子保健法）
2－ 3　産婦・新生児・乳幼児訪問（母子保健法）
2－ 4　乳幼児健診（母子保健法）
2－ 5　育児相談
2－ 6　要支援親子教室（ステップ教室）
2－ 7　産後ケア
2－ 8　産婦健康診査
2－ 9　乳児一般健康診査
2－10　予防接種（予防接種法）
2－11　新生児聴覚検査費用補助金
2－12　不妊・不育症治療費助成事業
2－13　福祉医療費給付事業
2－14　食育推進事業（再掲）

２－１ 妊婦の届出及び母子健康手帳交付（母子保健法）

【現　状】

妊娠の届け出をした母親に母子健康手帳が交付されます。手帳には、妊婦健診、出産、乳幼児健診・相談、予防接種等を記録し、母子の健康管理に役立てます。交付時には、保健師や管理栄養士から妊婦への保健指導やマタニティスクール受講を勧めています。

＜妊娠届出者数＞　156 人（うち満 11 週以内の届出 152 人）※平成 30 年度

【推進方策】

妊娠・出産に関する情報提供や必要に応じた個別相談等、支援の充実を図ります。

２－２ マタニティスクール（母子保健法）

【現　状】

妊婦とその夫が妊娠中の保健衛生や育児に関する正しい知識を持ち、安心して出産・育児に臨むために、１コース３回、年４コース実施しています。内容は、助産師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の講話や個別相談、沐浴実習、妊婦体験等です。３回の教室を通じて、正しい知識の普及、悩みや不安の解消のほか、母親父親同士の交流の場にもなっています。

＜参加者数（延べ人数）＞　　母親 80 人　　父親 33 人　　※平成 30 年度

【課　題】

内容により参加者数に差があることや、初産婦と経産婦では希望する内容が異なること等が課題です。

【推進方策】

参加者の希望や現状に即したカリキュラムを検討し実施します。

２－３ 産婦･新生児･乳児訪問（母子保健法）

【現　状】

産婦・新生児訪問は、出産後の母親と新生児の健康状態の確認や不安の解消のために出産の情報が入ったら、保健師、助産師が訪問をしています。また、健診等で個別支援が必要とされた家庭や育児不安のある母親へのフォロー、病気や障がいがある子どもとその家庭への育児支援として、保健師、管理栄養士、作業療法士、子育て教育支援相談員等が必要に応じて訪問しています。

表 32　＜訪問数＞　（件）

	産婦		新生児		未熟児		乳児		幼児		計	
訪問数	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
	119	123	36	36	3	3	81	87	2	2	241	251

※「実」は実件数　「延」は延べ件数。　（平成 30 年度）

【課　題】

産婦・新生児訪問は、里帰り等で連絡がつかず訪問できない場合もあります。

また、訪問の必要性があっても訪問を断られる場合もあります。

連絡がつかない方には、他係の協力を得て積極的に連絡を取り、訪問を断られる家庭には、必要性を再度説明し、理解を深めてもらえるよう努めます。

【推進方策】

産婦・新生児訪問は、なるべく早い時期に全家庭の訪問実施を目指します。今後も、それぞれの家庭に応じた個別支援を行っていきます。

２－４ 乳幼児健診（母子保健法）

【現　状】

乳幼児の心身発達の観察、障がいや疾病の早期発見、早期療育、保護者の育児不安の解消、よりよい生活習慣の確立のため乳幼児健診を実施しています。

身体計測、内科診察、歯科検診、歯科相談、ブックスタート（７か月相談、３歳児健診）、運動発達、栄養相談、発達相談等、月齢に応じた内容になっています。

表 33　受診者数・受診率

	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	実施内容
３か月児健診	141	141	100	身体計測　内科診察 歯科検診　歯科相談 運動発達　栄養相談 発達相談　等
７か月児相談	132	130	98.5	
10 か月児健診	153	148	96.7	
１歳児相談	151	147	97.4	
１歳６か月児健診	166	164	98.8	
２歳児相談	193	186	96.4	
３歳児健診	180	176	97.8	

（平成 30 年度）

【課　題】

ニーズが多様化し、きめ細かい支援を必要とする方が増えています。健診後の支援方法や体制の充実が求められています。

また、子どもたちの生活リズムや食生活の乱れが見られます。乳幼児期に生活リズムや食事、口腔衛生等よりよい生活習慣を身に付けられるよう取り組むことが必要です。

【推進方策】

乳幼児の精神・運動発達を確認する重要な月齢に、今後も継続して実施します。健診の場を通して生活リズムや食事の大切さについて伝え、「早寝早起き朝ご飯」運動を推奨します。また、虫歯予防のために、乳幼児期からの歯科指導を強化します。さらに経過観察の必要な子どもへのフォロー体制を充実させていきます。

受診率の低い健診・相談の内容や実施方法を検討し、受診率の向上を図ります。

２－５ 育児相談

【現　状】

育児をしている保護者の不安解消や健診のフォローの場として、毎月１回、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が相談に応じます。

＜相談者数（延べ人数）＞　乳児　99 名　　幼児　69 名　　※平成 30 年度

【課　題】

核家族の増加により、育児の先輩から直接助言をもらったり相談したりする機会が少なくなっています。

その反面、育児雑誌やインターネット等の多くの情報がある中で、どのように必要な情報を選択してよいか迷い、毎回同じ相談をされる保護者もいるため、より具体的な支援が必要となります。

【推進方策】

きめ細かな支援を目指し、引き続き実施します。

２－６ 要支援親子教室（ステップ教室）

【現　状】

発達や育児に専門的な関わりが必要な子どもとその保護者へ、専門スタッフが遊びや相談を通じて支援しています。スタッフは、保健師、管理栄養士、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、運動保育士、保育士、子育て教育支援相談員です。

保健センターや大芝研修センター等で自由遊び、身体を使った遊び、季節の遊び等を行い、小集団の中で子どもの成長発達を促しています。また、心理、言語、作業療法等による個別相談を行い、必要に応じて村療育施設「たけのこ園」や専門機関と連携を図ります。

＜開催回数＞年 34 回　　＜参加登録＞39 組（延べ 310 組）　　※平成 30 年度

【課　題】

ステップ教室への参加や指定児童発達支援事業所の利用に関して抵抗感のある保護者もいます。利用するお子さんと保護者の立場に立った、丁寧な説明や支援が必要です。

【推進方策】
スタッフの資質の向上及び保育園、医療機関、地域子育て支援団体等との連携をさらに強化し、事業の充実に努めます。

2－7 産後ケア

【現　状】
産褥期の母親を支援するため、補助券の交付や費用の一部負担、ヘルパーの派遣を行っています。

① 母乳相談等事業
出生届出時に母乳相談等助成券の交付を行っています。指定の医療機関　及び助産所にて、乳房マッサージ等の乳房管理や沐浴・授乳等の育児相談等の個別相談を利用した際にかかる費用を一部補助します。

＜利用人数＞　　延べ人数　153 人　　実人数　94 人　※平成 30 年度

② 産後母子ケア事業
出産後（退院後）身体的機能の回復に不安のある人・育児不安のある人を対象に、出産後に指定の医療機関及び助産所に宿泊した場合、費用を一部補助します。

③ 産後育児ヘルパー派遣事業
出産後体調不良等により、家族等から援助を受けられないために育児が困難な家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児援助を行い、保護者の精神的・肉体的負担を軽減します。

【推進方策】
必要に応じて支援が受けられるよう、周知していきます。

2－8 産婦健康診査

【現　状】
平成 30 年 10 月より、産婦健康診査受信票の交付を行っています。
県内の医療機関及び助産所での産後２回分の健診料（問診、体重・血圧測定、尿検査、診察、エジンバラ産後うつ病質問票による問診）を１回につき 5,000 円を限度に補助します。

＜利用人数＞　実人数　44 人　　延べ人数　70 人　※平成 30 年度

2－9 乳児一般健康診査

【現　状】
平成 29 年４月より、乳児一般健康診査受信票の交付を行っています。県内の医療機関での１回分の健診料（問診、身体測定、診察、育児栄養指導・支援、尿検査、血液検査）を補助します。

＜利用人数＞　実人数　44 人　　延べ人数　70 人　※平成 30 年度

２－10 予防接種（予防接種法）

【現　状】

平成 26 年４月から全ての予防接種を医療機関での個別接種により行っています。

表 34　乳幼児・小中学校予防接種　（平成 30 年度実績）

項　　目	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（%）
ＢＣＧ	122	128	104.9
二種混合	193	152	78.8
四種混合	488	586	120.1
ヒブ	488	557	114.1
小児用肺炎球菌	488	555	113.7
水痘	306	324	105.9
麻しん風しん	305	296	97.0
日本脳炎	725	800	110.3
子宮頸がん	88	0	0.0

※予防接種によっては接種期間が複数年にわたるため、他年度の対象者が接種した数が含まれるため、接種率が 100%を超える場合があります。

【課　題】

「忘れていた」等の理由で予防接種を受けていない場合があるため、乳幼児健診の機会や個別通知等で接種勧奨をしています。

また、令和元年よりサービスを開始した、母子手帳アプリ「子育て応援☆まっくんナビ」を紹介し、予防接種のスケジュール管理を推進していきます。

【推進方策】

疾病に対して基礎免疫をつけるため、予防接種を確実に受けられるよう、引き続き啓発していきます。

２－11 新生児聴覚検査費用補助金

【現　状】

聴覚機能の早期の把握、聴覚障がいへの早期の対応を図るため、平成 30 年４月より、新生児の聴覚検査費用を 4,000 円を限度に補助しています。

＜利用人数＞　実人数　44 人　　延べ人数　70 人　※平成 30 年度

２－12 不妊･不育症治療費助成事業

【現　状】

不妊・不育症治療を行っている方の経済的負担を軽減するため治療費の一部を助成しています。また、県の助成制度や相談センター等についての情報提供も行っています。

＜助成金額＞

不妊･不育症治療に要した自己負担額から長野県不妊･不育症支援事業の助成金等を差し引いた額の 1/2 以内とし、不妊治療の場合は１回 20 万円、不育症治療の場合は１回 10 万円を限度とします。

＜助成要件＞

長野県不妊･不育症治支援事業の助成決定を受けており、１年以上南箕輪村に住所を有し、医療保険に加入している方。また税の滞納がない方。

【推進方策】

引き続き、村広報紙等を利用し制度について周知を図ります。

２－13 福祉医療費給付事業

【現　状】

子どもの医療費の自己負担分給付を行っています。

福祉医療費の支給要件を満たす以下の対象者が、医療機関等で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分について給付を行います。

給付内容については申請により交付された福祉医療受給者証を医療機関に提示することにより、窓口での支払いが一部負担金のみとなります。

なお、一部負担金は診療機関ごと１か月 500 円です。

＜対象者＞

- 満 18 歳に達する日以降の最初の３月 31 日までの間にある者
- 身体障害者手帳１～３級の者又は精神保健福祉手帳１級・２級の者
  又は療育手帳Ａ１・Ａ２・Ｂ１・Ｂ２の者
- 68 歳以上の低所得の者
- 母子父子家庭で、18 歳未満の児童又は 18 歳以上 20 歳未満で高等学校その他施設に在学若しくは在校中の者（以下「18 歳未満の児童等」）とその 18 歳未満の児童等を扶養している母（父）及び父母のいない 18 歳未満の児童等

【課　題】

資格喪失後の受診を防ぐため、喪失後の受給者証の回収及び、受給者・医療機関に対し、受給時には受給者証の提示が必要であることの周知徹底が必要です。

【推進方策】

広報等を利用し、この事業の詳細の周知徹底を図ります。

２－14 食育推進事業（再掲）

⇒P37 参照

３　児童虐待防止対策の推進

３－１　南箕輪村要保護児童対策地域協議会（児童虐待への対策）
３－２　こども相談（児童相談所による相談）

３－１　南箕輪村要保護児童対策地域協議会（児童虐待への対策）

近年、村内でも児童虐待が疑われる家庭や、虐待に移行するおそれのある家庭が増えてきています。

虐待の予防や虐待を受けている要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその児童等に関する情報や支援の在り方を共有し、適切な連携の下で適切に対応していくことが、今まで以上に求められています。

村では、平成 17 年度から児童虐待への対策の中心的な機関として、保育園・学校・警察・医療機関等で構成される「南箕輪村要保護児童対策地域協議会」を設置しています。

虐待を防止・早期発見するために子育て教育支援相談室が中心となり、乳幼児健診・保育園・学校・住民からの通報や相談等から早期発見・対応に努めています。必要な家庭には、児童相談所、保健福祉事務所等の関係機関と連携を密にとりながら、専門職による相談や訪問を行っています。

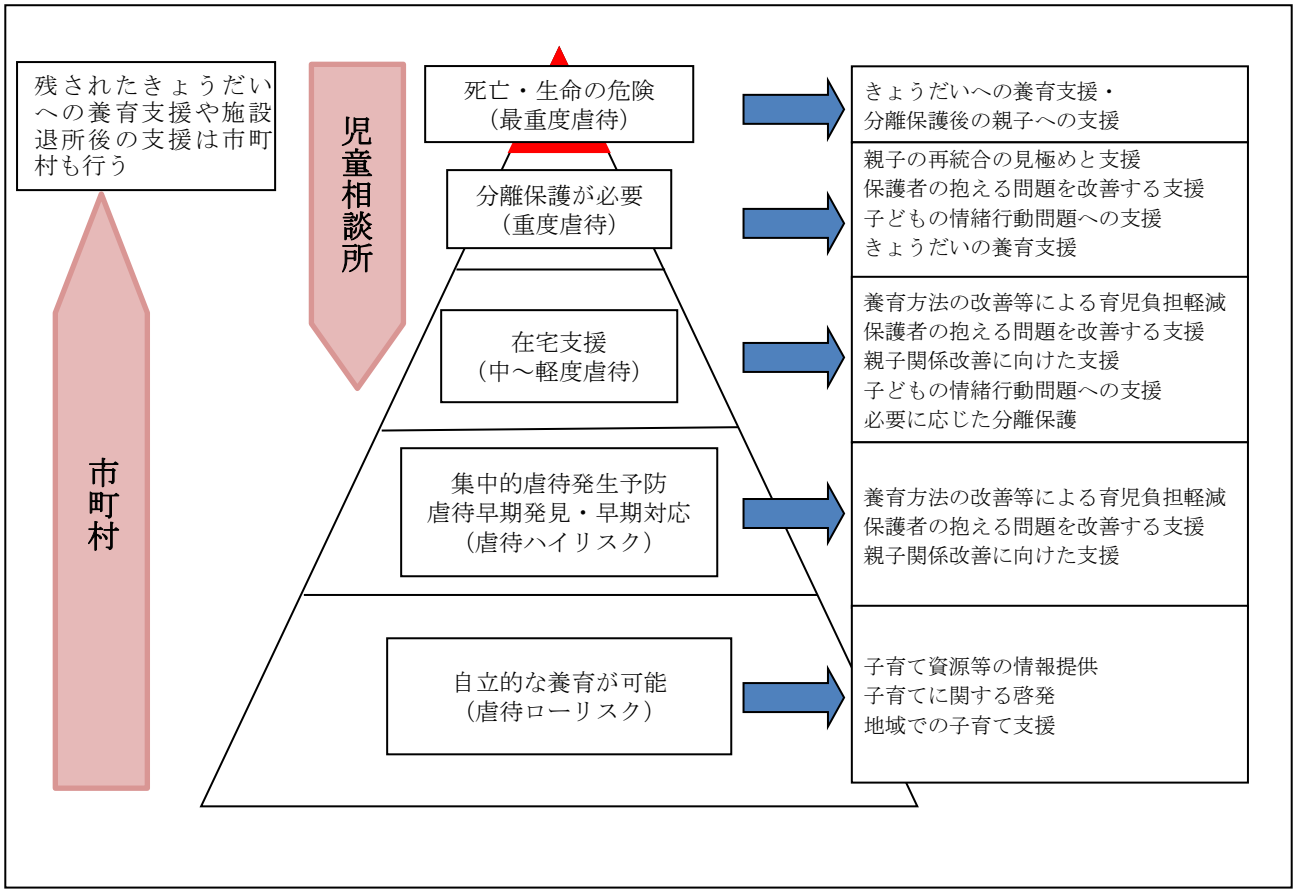

図 15　虐待の重症度と対応内容及び児童相談所と市町村の役割

３－２ こども相談（児童相談所による相談）

【現　状】

発達や育児に専門的な支援が必要な親子、虐待が疑われる家庭や虐待につながる恐れのある家庭に対し、児童相談所の心理判定員が個別相談を行っています。必要な親子・家庭は、さらに専門機関につなげます。

平成 30 年度相談者数　　延べ 15 人

【課　題】

乳幼児健診や要支援親子教室（ステップ教室）の充実により、相談者の多くが療育手帳取得等に係る相談と、発達検査の実施と判定に限られています。

【推進方策】

今後もきめ細かな相談支援を行えるよう整備し、保育園、小中学校及び関係機関との連携を強化し、継続的な支援体制を整えます。

４ ひとり親家庭の自立支援の推進

４－１　児童扶養手当
４－２　母子家庭等日常生活支援員派遣事業
４－３　母子（父子）家庭高等学校生徒通学費補助金
４－４　母子父子寡婦福祉資金貸付事業

４－１ 児童扶養手当

【現　状】

父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当が支給されています。

手当を受けることができる人は、次の条件にあてはまる 18 歳に達した年の年度末までの児童を養育している父母や、父母にかわってその児童と同居し養育している人です。（国籍不問）

① 父母が離婚した児童
② 父又は母が死亡した児童
③ 父又は母が重度の障がいの状態（国民年金の障害等級１級程度）にある児童
④ 父又は母の生死が明らかでない児童
⑤ 父又は母から引き続き１年以上遺棄されている児童
⑥ 父又は母が法令により引き続き１年以上拘禁されている児童
⑦ 母の婚姻によらないで生まれた児童
⑧ 父母が不明である児童

手当を受けるには、役場窓口で必要書類を添えて請求の手続きをし、県知事の認定を受けることにより支給されます。

認定された場合は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、４月、８月、12 月（各月とも 11 日）の３回、支払月の前月までの分について受給者が指定した金融機関への口座振込により支払われます。

【課　題】

他係との連携により、受給者状況・環境の把握を強化し、児童扶養手当の適正な給付に努める必要があります。

【推進方策】

他係との連携により、漏れなく対象者に案内ができるよう進めていきます。

４－２ 母子家庭等日常生活支援員派遣事業

【現　状】

母子・父子家庭等において世帯員の一時的傷病等のため、日常生活を営むのに支障がある場合に、必要な用務を行うために支援員を派遣し、母子・父子家庭等の生活の安定を図ることを目的としています。

＜対象家庭＞

母子・父子家庭等であって、技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由又は疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭及び生活環境等が激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている家庭

＜便宜の種類及び内容＞

・生 活 援 助…家事、介護その他の日常生活の援助
・子育て支援…保育サービス及びこれに付帯する便宜

派遣を受けたい場合は、緊急の場合を除き派遣を希望する７日前までに申請書を提出していただきます。

【課　題】

核家族化が進み、母親の就労意欲も高まっているため今後需要が伸びてくると思われます。

【推進方策】

緊急の場合でも対応できるよう協力員の体制を整備していきます。また、事業の周知を図っていきます。

４－３ 母子(父子)家庭高等学校生徒通学費補助金

【現　状】

母子･父子家庭の高等学校に通学する生徒の保護者に対し通学費を補助しています。

＜補助金額＞

年額 5,700 円（通学距離２キロメートル以内）
年額 14,250 円（通学距離２キロメートル超）
※徒歩・自転車等交通費がかからない交通手段の場合は除く

【推進方策】

広報等で制度の周知を図り、必要な方が利用できるように推進します。

４－４ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

【現　状】

母子父子寡婦福祉貸付資金は県の制度で、母子父子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を推進するために貸付するものです。

＜貸付内容＞

就学資金、就業資金、事業開始資金、技能習得資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、結婚資金等

【課　題】

この制度は県の制度になるため、県の担当者との連携をとり対応していきます。

【推進方策】

広報等で制度の周知を図り、必要な方が利用できるように推進します。

5 療育(※1)への取り組み

5－1 療育への取り組み
5－2 医療的ケアの取り組み

5－1 療育への取り組み

【現　状】

本村では、保健（健康福祉課)、福祉（子育て支援課・健康福祉課)、教育（教育委員会）の連携の中で、早期からの支援が必要な児童やその保護者のニーズに応じた発達相談・適切な支援に向け、取り組んでいます。

【課　題】

現在の保育園児の状況において、年長児で村の就学相談（※２）で教育支援委員会にエントリーする子どもの人数は、平成 27 年度 33 人、平成 28 年度 38 人、平成 29 年度 42 人、平成 30 年度 40 人と増加傾向にあります。これは、近年増加傾向にある「発達障がい」（※３）及び発達障がいの診断がなくても、その傾向あるいは疑いのあるケースが含まれています。

【推進方策】

子どもの育ちをより丁寧に支援するために、関係部署・関係機関の連携を密にし、出生から 18 歳までの途切れのない支援を行います。

また、より成熟した社会を目指すために「障がい観」について地域・保護者の啓発を今後も進めていきます。

※１：障がいのある子どもやその可能性のある子どもに対して、個々の発達の状態や特性に応じて、今の困りごとの解決を将来の自立と社会参加を目指し支援をすること。

※２：小学校入学にあたり、本人・保護者の困り感に応じた相談・支援の営み。子どものニーズにより、教育委員会の諮問を受けた「南箕輪村教育支援委員会」で、子どもの教育支援・学びの場等に関する協議を行う。

※３：自閉症スペクトラム（ASD)、学習障がい（LD)、注意欠陥多動性障がい（ADHD)、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発症するもの

５－２ 医療的ケアへの取り組み

【現　状】

近年、医療の進歩を背景として、ＮＩＣＵ(新生児集中治療室)等に入院した後、引き続き胃ろう・たん吸引・経管栄養など、医療的ケアを必要としている児童の数は、年々増加しています。

このような状況の中、障害者総合支援法が平成 28 年５月に改正、平成 30 年４月１日から施行され「医療的ケア児についても医療的ケアを要する児童が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉・教育等の連携促進に努めるものする。」とされています。

村では平成 31 年４月に「保育園等における医療的ケア実施要綱」を定め、支援が可能な児童については保育園・療育施設たけのこ園や小中学校、放課後児童クラブでも受け入れ体制を整えたうえで、次のとおり医療的ケアを進めていきます。

【推進方策】

１　医療的ケアは、保育園・学校等において看護師が行う。(児童に対して看護師を配置して日常的・応急的な処置を行う。)

２　保育園における医療的ケアの実施は、西部保育園を基本とする。

３　医療的ケア児の受け入れは、医療的ケアを受けようとする児童の保護者の申請を受け、主治医の意見を基に村の関係する機関で検討し、村長または教育長が決定する。

６ 障がい児施策の充実

6－ 1　たけのこ園運営事業
6－ 2　ＳＳＴ「にじいろクラブ」
6－ 3　相談支援事業所「みなみみのわ」運営事業
6－ 4　保育園等巡回相談
6－ 5　障がい児保育
6－ 6　教育支援委員会
6－ 7　特別児童扶養手当
6－ 8　障がい者等福祉手当
6－ 9　障害児福祉手当
6－10　障がい児施設等訪問看護サービス事業
6－11　障がい児（者）日常生活用具給付等事業
6－12　心身障がい児（者）タイムケア事業
6－13　障害者総合支援法に基づく支援事業
6－14　児童福祉法に基づく支援事業
6－15　自立支援医療（育成医療、精神通院医療）

６－１ たけのこ園運営事業

【現　状】

村では、平成 24 年 10 月に「療育施設たけのこ園」を開園し、発達に支援が必要な未就学児の早期支援を行っています。

○児童発達支援事業※

たけのこ園では、心身の発達に何らかの支援が必要な未就学児童に、療育の専門職（作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、保育士等）が、単独・親子通園及び保育園に通いながらたけのこ園を利用する併行通園を通して児童発達支援を行い、早期療育の充実を図っています。

平成 30 年度　たけのこ園利用状況
年間開園日数：231 日　　入園児：18 名　　併行通園利用児童：17 名

※発達に支援が必要な未就学児童が、日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行う事業をいいます。

６－２ SST「にじいろクラブ」

発達に何らかの支援が必要な就学前児童・保護者を対象に、少人数でグループあそびを行います。

様々な体の動かし方・使い方を学んだり、見る力、聞く力、集団適応力、社会性などの発達を促すためのＳＳＴ（ソーシャル・スキル・トレーニング）を行っています。

平成 30 年度利用延べ人数　　20 名

６－３ 相談支援事業所「みなみみのわ」運営事業

障がい児相談支援事業

平成 26 年５月から、「相談支援事業所みなみみのわ」を開設し、３名の相談支援専門員を配置しました。

相談支援専門員は、障がい児の障がい児通所支援サービスの利用申請手続きにおいて、心身の状況や環境、本人または保護者の意向等を踏まえて「障がい児支援利用計画案」の作成を行います。障がい児通所支援サービスの利用が決定した際は、サービス事業者等との連絡調整、決定内容に基づく「障がい児支援利用計画」の作成を行います。

６－４ 保育園等巡回相談

発達に何らかの支援が必要な児童を、早期発見・早期支援につなげるため、子育て教育支援相談室相談員、たけのこ園職員、臨床心理士・言語聴覚士等のスタッフが保育園や村内在住の子どもが通っている認可外保育園や認定こども園等をまわり、巡回相談を実施しています。

６－５ 障がい児保育

【現　状】

集団保育が可能で、発達に支援が必要な児童を保育園で受け入れています。

障がいの種類、程度によって、障がいがある児童の発達が促されるように実施しています。現在村内すべての保育園で受け入れ、必要に応じ保育士（支援保育士）を配置しています。

【課　題】

障がいの種類、程度に応じた施設の環境整備が重要な課題になっています。また、経験豊かな保育士による支援が必要となってきます。そのための保育士の研修・養成も必要になります。

【推進方策】

障がい児の保護者に対する子育て支援として、また、障がいがある子どもたちの社会参加や自立を培う場として、保育園での生活がより充実するよう事業の推進を図っていきます。また、障がい児担当保育士の資質向上のため、たけのこ園での実習や関係機関等で研修を行っていきます。

６－６ 教育支援委員会

【現　状】

心身に障がいのある幼児、児童及び生徒の適切な就学に向け、南箕輪村教育支援委員会を開催しています。保育園・幼稚園、学校、教育委員会、子育て教育支援相談室が連携しながら、適切な就学が図れるよう本人･保護者との合意形成に努めています。

【課　題】

・子育て支援体制の充実
・療育支援の情報共有と継続的な支援体制の構築
・該当する幼児・児童及び生徒の個別支援計画・個別の指導計画の活用
・相談、啓発活動の充実
・教育支援（就学相談）委員の資質向上

【推進方策】

・就学相談の必要な幼児・児童、生徒への巡回相談及び個への支援の充実を図ります。
・幼稚園・保育園、小学校及び中学校の接続を強化します。
・家庭における教養や家事手伝い等本人の自立に向けた支援を進めます。
・就学等の悩みに対して、安心して相談できる体制づくり及び支援体制の充実を図ります。
・適切な就学が図れるよう本人・保護者との合意形成に努めます。

６－７ 特別児童扶養手当

【現　状】

精神障がい等のある 20 歳未満の在宅障がい児の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

手当を受けることができる人は、重度もしくは中度の身体又は知的、精神障がい等のある児童を監護する父もしくは母（所得の多い方）、又は父母にかわって児童を養育している人です。

手当を受けるには、村の窓口で必要書類を添えて請求の手続をし、県知事の認定を受けることにより、支給されます。手当は県知事の認定を受けると、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、4 月、8 月、12 月（各月とも 11 日、ただし 12 月期は 11 月 11 日）の 3 回、支払月の前月までの分について受給者が指定した金融機関に振り込まれます。

【課　題】

制度の周知を図り、受付から支給決定までの事務手続きをスムーズに行う必要があります。

【推進方策】

対象者の把握をするため、保健師、医療機関、児童相談所等と連携を図り、また、広報等で事業の周知をし、児童福祉の増進を図っていきます。

６－８ 障がい者等福祉手当

【現　状】

この手当は、心身に重度の障がいがある 20 歳未満の人に支給し、経済的負担の軽減を図り、福祉の増進に寄与することを目的としています。

＜対象者＞

- 20 歳未満の人で身体障害者手帳による障がいの程度 1 級、2 級の者又は療育手帳Ａ１の者
- 20 歳未満の人で身体障害者手帳による障がいの程度 3 級、4 級の者又は療育手帳Ｂ１の者

手当は年 2 回（11 月と５月）6 月分ずつ支給します。

手当を受けるには、福祉手当等受給資格認定及び支給申請書により村長に申請をします。村長が審査し、支給の可否について決定後、当該申請者に通知します。

【課　題】

制度の周知を図り、受付から支給決定までの事務手続きをスムーズに行う必要があります。

【推進方策】

手当支給がスムーズにいくように、また対象児童への福祉の増進を図るために事業の周知をしていきます。

６－９ 障害児福祉手当

【現　状】

この手当は、日常生活において、常時介護を必要とする 20 歳未満の在宅重度障がい児に支給し、経済的負担の軽減を図り、福祉の増進に寄与することを目的としています。

＜対象者＞

20 歳未満の障がい児で身体障害者手帳による障がいの程度 1 級、2 級の者又は療育手帳 A1 の者、日常生活において常時介護を必要とする精神障がい者

※医師による所定の診断書の提出が必要です。

手当を受けるには、村の窓口で必要書類を添えて請求の手続きをし、県知事の認定を受けることにより支給されます。

県知事の認定を受けると認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、5 月、8 月、11 月、2 月の 4 回、指定した金融機関に振り込まれます。

【課　題】

制度の周知を図り、受付から支給決定までの事務手続きをスムーズに行う必要があります。

【推進方策】
手当支給がスムーズにいくように、また対象児童に対する福祉の増進を図るために事業の周知をしていきます。

６－10 障がい児施設等訪問看護サービス事業

【現　状】
障がい児施設等に通園・通所する障がい児のうち医療的ケアを必要とする通園・通所障がい児等に対する保護者及び扶養義務者の付添介護の負担軽減や、リハビリテーションを行うことにより運動機能等の低下を防止するとともに、その発達を促すために施設を訪問して行う看護サービスに要する経費に対し、補助金を交付します。

＜対象経費＞
通園・通所している障がい児の主治医の指示に基づき、訪問看護ステーションから派遣された看護師が施設等において行った医療的ケアに要する経費とします。また、看護師派遣により、保護者等の付添介護が不要になるもの及び、付添介護の負担が軽減されるものを対象経費とします。
特別児童扶養手当の所得制限を適用します。保護者は主治医、訪問看護ステーション及び通園・通所施設の訪問看護実施の承認を得たうえで申請をしていただき、申請を審査し承認書を通知します。

【課　題】
制度の周知を図り、受付から支給決定までの事務手続きをスムーズに行う必要があります。

【推進方策】
利用者に対して制度の周知を図り、付添介護者等の負担軽減ができるよう努めます。

６－11 障がい児(者)日常生活用具給付等事業

【現　状】
地域生活支援事業の１つで、重度障がい児（者）に対し、浴槽、訓練ベッド等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的としています。
対象者は申請書の提出が必要になります。用具や工事によっては図面や見積書が必要になります。
提出された申請書の内容を審査し、工事の場合は完了時に確認をして決定します。

【推進方策】
障がい児（者）がよりよい日常生活を送れるように、制度の利用を推進していきます。

６－12 心身障がい児(者)タイムケア事業

【現　状】

障がい児（者）が家庭において介護を受けることができず、一時的に介護を必要とする場合に、登録介護者に介護委託することにより、その障がい児（者）及び家族の地域生活を支援することを目的としています。

介護の対象となる者は、在宅の重症障がい児（者）です。登録介護者は、サービスを受けようとする者からの申出等により、村に登録をしたものに限ります。

サービスを受けるときは、村長にタイムケア事業利用登録証交付申請書と事業利用者状況表の提出が必要となります。申請は年度ごと更新します。

サービス利用時間は利用登録証の有効期間内において一人 300 時間以内を限度としています。

【課　題】

障がいのある人の地域生活を支援するために､障がいのある人への理解はもちろん､家庭における介護者への理解も必要です。

また、障がいのある人のニーズに応えるため、さらに福祉サービスを充実させていく必要があります。

【推進方策】

今後も、障がいのある人へのサービス利用援助を図っていくとともに、心身障がい児（者）の介護体制の充実を目的に、事業を推進していきます。

６－13 障害者総合支援法に基づく支援事業

【現　状】

障がいの有無にかかわらず、基本的人権をもつ個人としての尊厳にふさわしい生活が送れるよう、自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的に行います。

サービス及び給付等の支援を受けるときは、申請書と障がいがあることが分かる書類等の提出が必要となります。

【支援の種類】

自立支援給付には、居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、生活介護、療養介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助があります。自立支援給付の利用には、サービス利用計画の作成が必要になります。

地域生活支援事業には、相談支援事業、コミュニケ―ション支援事業、日常生活用具給付事業、住宅改造費助成事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、訪問入浴サービス事業、知的障がい者職親委託制度事業、日中一時支援事業、生活サポート事業、経過的デイサービス事業があります。

また、身体障がい児及び難病患者等の失われた身体機能を補完または代替し、長時間にわたって継続して使用されるもの(補装具)の購入に対し、補助を行っています。費用の補助は、所得によって異なりますが、補装具によって定められた基準額の９割を補助しています。

【課　題】
医療的ケアが必要な方が利用できる短期入所施設が不足しており、介護者の急用時等に十分対応できていないのが現状です。医療的ケアが必要かどうかにかかわらず、障がいのある子どもやその介護者の地域生活を支援する地域づくりが必要です。

【推進方策】
今後も、障がいのある人へのサービス利用援助を図っていくとともに、心身障がい児の介護体制の充実を目的に、事業を推進していきます。

６－14 児童福祉法に基づく支援事業

【現　状】
障害者自立支援法等の改正により、従来の児童デイサービス等は児童福祉法に基づく事業となり、障がい児通所支援として再編されました。また、児童福祉法の改正により、それまで障がい種別ごとに分かれていた施設体系が、障がい児入所支援に一元化されました。
支援の利用には障害児支援利用計画が必要となり、計画の作成・支援の利用の際は、申請書と障がいがあることが分かる書類等の提出が必要となります。

【支援の種類】
障がい児通所支援には、児童発達支援、医療型児童発達支援、訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援があります。
児童発達支援は、児童発達支援センター等に通所して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うものです。
医療型児童発達支援は、肢体不自由のある児童を対象に、指定医療機関に通所して、児童発達支援及び医療による治療を行うものです。
放課後等デイサービスは、学校に就学している障がい児を対象に、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等に通所して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うものです。
保育所等訪問支援は、保育所等に通う障がい児を対象に、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行うものです。
障がい児入所支援には、福祉型障がい児入所施設による支援と、医療型障がい児入所施設による支援があります。両施設とも、保護、日常生活の指導、自立した生活に必要な知識技能の付与を行う施設で、医療型では治療も行います。

【課　題】
発達に軽度の遅れや偏りのある児童に、児童発達支援を行っています。しかし、「障がい児通所支援」という名前もあり、心理的に支援を受け入れにくい状況もあります。
また、近隣市町を含めても、放課後等デイサービスを実施している事業所が不足している状況です。

【推進方策】
今後も、障がいのある児童へのサービス利用支援を図り、障がいに対する理解・啓発とともに、心身障がい児の介護体制の充実を目的に、事業を推進していきます。

６－15 自立支援医療（育成医療・精神通院医療）

【現　状】

育成医療は、20 歳未満の方の身体障がいを軽減、除去する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対し、生活能力を得るために必要な医療費の一部を補助するものです。

精神通院医療は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５条に規定する精神疾患（てんかんを含む。）のある方で、通院による精神医療が継続的に必要な方に対し、その通院医療に係る医療費の一部を補助するものです。

【課　題】

市町村独自による対象者の把握は困難ですが、医療機関から自立支援医療の対象となる旨の連絡体制ができているため、比較的滞りなく運用できています。

【推進方策】

今後も広報等により周知を図るとともに、医療機関との連携を密にし、申請漏れのないよう事業を推進していきます。

7 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

7－1　学校改築事業
7－2　スポーツ環境の整備事業
7－3　大芝こども未来塾
7－4　大芝公園施設の整備充実
7－5　青少年健全育成事業

7－1 学校改築事業

【現　状】

児童生徒数の増加に対応するため、平成 30 年度に南部小学校教室棟の増築を実施し、今後は、学校給食施設の整備を予定しています。また、老朽化した施設の改修を進め、教育環境の改善を図っていきます。

7－2 スポーツ環境の整備事業

【現　状】

子どもたちを心身ともに健やかに育成するために、すべての子どもたちがスポーツに親しむことのできるスポーツ環境を整えることが大切であると考え、教育委員会や公民館をはじめとする関係機関で様々な取り組みを行っています。また、会員制の総合型地域スポーツクラブである「ＮＰＯ法人南箕輪わくわくクラブ」に委託をし、各種スポーツスクール、イベントを行っていることは、本村の特筆される取り組みとなっています。

○ＮＰＯ法人南箕輪わくわくクラブ

スクール、イベント、大会等に関する企画運営については、平成 14 年３月に南箕輪わくわくクラブ（総合型地域スポーツクラブ）が発足したことにより、その業務を委託し実施しています。

南箕輪わくわくクラブはＮＰＯ法人を取得し、村の人口の約１割の会員を有し、会員自らが企画運営にあたっています。スクールについては、多くの活動が用意され、選択肢が広がったことにより参加者も増えています。

また、子どもと大人がお互いに交流しながら学びあえることもできます。

◇スポーツスクール
マレットゴルフ　太極拳　野球　ソフトボール　ソフトテニス　硬式テニス
バドミントン　空手　剣道　ミニバスケットボール　フライングディスク
フェンシング　バレーボール　ドッジボール　サッカー　フラッグフットボール
卓球等
・ユーススクール（中学生）等

◇カルチャースクール
茶の湯　いけ花　絵手紙　太鼓　等

◇イベント
オープニングセレモニー　フラッグフットボールフェスティバル
新春イベント　等

○教育委員会・公民館等の取組

各種スポーツ大会を通して、スポーツに親しむ意欲や態度を育成すると共に、地域や学年を超えた子どもの交流や世代間交流を行えるようにしています。

イベント	時期	対　象	主　催
村駅伝大会	10 月	小中学生	教育委員会
子どもスポーツ大会 （ドッチビー）	10 月	小学３～６年	青少年健全育成協議会
冬季村民体育祭 （ソフトバレーボール）	２月	小学生	公民館
その他　各課企画の子ども参加のスポーツイベント			

【課　題】

本村の子どもの体力については、概ね国や県と同様なレベルですが体力水準の高かった年代に比較すると低い状況が続いています。

また、積極的にスポーツをする子とそうでない子との二極化が見られ、運動習慣が身についていない子どもに対する支援の充実が課題となっています。

【推　進】

本村の課題をスポーツ関係者や団体だけでなく、家庭や子どもの育成に関わるすべての機関や団体が受け止め、全ての子どもたちが運動に親しむことのできる環境を整えるようにします。

７－３ 大芝こども未来塾

【現　状】

夏休みの期間中、自然体験学習や異年齢集団生活を通じてふるさとのすばらしさや思いやりの気持ちを育むことを目的として、村公民館や大芝高原等を会場として実施しています。

大芝こども未来塾	
時　期	７月下旬　８月上旬
場　所	村公民館　大芝高原等
対　象	小学生
内　容	○児童の皆さんが、主体的に活動に取り組むことを大事にしています。 ・夏休みの宿題自習　読み聞かせ　森林学習　大芝公園内 オリエンテーリング　川遊び　きもだめし 工作（どろ団子　風鈴　ジュエルアート）等 ・村公民館に１泊　食事（夕食・朝食）作り、片付け
平成 30 年度 （実績）	参加児童数　57 人　スタッフ・ボランティア　21 人

【課　題】
参加希望者がとても多い講座で、受付開始後すぐに定員に達してしまう状況です。今後、より多くの子どもたちが参加できるような検討が必要です。

【推進方策】
複数回参加する子どもたちの成長も大切にしながら、より多くの子どもたちが参加できるよう、企画及び内容の充実を図っていきます。

7－4 大芝公園施設の整備充実

【現　状】
大芝公園には、野球場、陸上競技場、屋内運動場等多くのスポーツ施設やオートキャンプ場、温泉施設「大芝の湯」、平地林を活用し休養の場としての「みんなの森」、多目的広場等の施設が整備されています。
多目的屋外運動施設としてテニスコートとゲートボールコートを兼ね備えた人工芝の施設を平成 20 年度に改修し、足つぼロードも併設されています。
平成 28 年度に滑り台、ブランコ等の改修・整備、平成 30 年度には屋内運動場を人工芝とする等、計画的に大芝公園内施設の整備充実を図っています。

【課　題】
アスレチック施設、屋外プール等の施設の老朽化が進んでおり、整備が必要な状態になっています。

【推進方策】
村民をはじめ、広域的な憩いとふれあい、健康づくりの場としての役割を果たしている大芝高原について、各種施設の整備を図る等更なる充実に努めます。

7－5 青少年健全育成事業

【現　状】
村の子どもたちを守り育てる意識を高め・醸成し、家庭・学校・地域や子どもに関わる機関や団体が、それぞれの教育機能を発揮できるように支援するとともに、一体となって取り組む体制を整え、村全体で子どもたちの健全育成に取り組んでいます。

○教育委員会
・共育月間　７・８月
子どもたちが学校生活に慣れた７月、子どもたちが主に家庭や地域で過ごす８月を「共育月間」とし、子どもたちを真ん中に据えた様々な活動を関係機関や諸団体に協賛いただいて実施し、村民全体で未来を担う村の子どもの育成を考え合うことを進めています。

子どもを育てるフォーラム、社会を明るくする運動、七夕とうろう祭、 未来塾（公民館）　等

・共育の日

これまで毎月 23 日に保育園や図書館を主体としてノーメディア・デイ（メディア利用を控え読書に親しむ）を行ってきましたが、令和元年度より毎月 23 日を「共育の日」として家庭・学校（子育て支援）・地域が連携して取り組んでいます。

家庭の取組み：メディア利用を控え、子どもとふれあうことを大切に取り組みます。（アウトメディア・デイ）

学校の取組み：「おはよう」「こんにちは」等あいさつ運動に取り組みます。

地域の取組み：「いってらっしゃい」「お帰りなさい」等子どもを見守る声がけ運動に取り組みます。

・SNS 等の利用

情報化社会の急激な進展の今、子育てにおいて SNS 等を利用して情報を得たり、発信したりできるとても便利な社会になってきている反面、子どもたちが犯罪などに巻き込まれるリスクも増加しています。

正しい SNS 等の利用について「スマートフォンやタブレット端末などが身近になっている時代の保護者・子どもはどんなことに気を付け、どんな準備が必要なのか」について、学習の機会を用意します。

・あいさつ運動

信州あいさつ運動と連動し、学校や地域でのあいさつ運動を推進します。

○青少年健全育成協議会

青少年地区育成会長（区長）と地区推進員で構成された青少年健全育成のための協議会

【課　題】

地域における育成活動の活性化を図るために諸関係団体と連携して活動を展開していく必要があります。また青少年活動に重要な役割を果たす指導者や団体リーダーの養成も必要です。

【推進方策】

青少年健全育成協議会が、地域社会における青少年健全育成の核となり、村ぐるみの青少年健全育成活動を進めていきます。

8 子育てを支援する生活環境の整備

8－1　児童公園の整備
8－2　子どもの交通安全対策
8－3　防犯活動の推進

8－1 児童公園の整備

【現　状】

地区等で整備した公園も含め、現在 18 か所の公園が住民同士の憩いの場として整備されています。

種　　類	名　　称	種　　類	名　　称
都市公園	田畑児童公園	児童遊園	南殿親水公園
〃	神子柴公園	〃	南殿児童公園
〃	大泉公園	〃	南殿ふれあい広場
〃	大芝公園	〃	田畑交通公園
児童遊園	久保公園	〃	沢尻児童公園
〃	児童遊園地（中込）	〃	南原公園
〃	中込区遊園地	〃	唐松公園
〃	塩ノ井公園	〃	大芝ふれあい広場
〃	北殿駅前公園	〃	北原ふれあい広場

【課　題】

大芝公園以外の公園維持管理は各区になります。古い施設が多く、遊具の修理・撤去が必要なものもあります。

【推進方策】

新たな公園の整備については、地元要望があり必要と認められた場合、整備していきます。また、村内すべての公園において、遊具の点検を実施し、点検結果に基づき修繕を進めていきます。

8－2 子どもの交通安全対策

【現　状】

次世代を担う子どもたちを交通事故から守る活動を推進していきます。

村交通安全協会の協力を得て、交通安全教室を開催し、交通ルールの習得と正しい自転車の乗り方や自分の身を守ることの大切さ等を学んでいます。

また、地区役員や見守りボランティアによる登下校時の街頭指導や PTA 郊外指導部を中心に通学路の危険箇所点検を実施し、子どもたちの安全を確保するための対策や、交通安全指導を実施しています。

【推進方策】

通学路安全プログラムに基づいた対策を実施するとともに、交通安全教育にも重点を置いて活動を推進します。また、子どもたちの目線から見た安全を考慮し、グリーンベルトやスクールゾーン・キッズゾーンを設定できるよう関係機関と協議を行います。

○歩道の整備

【現　状】

交通量が多く、歩行者が危険な道路への歩道整備を行っています。

【課　題】

交通量の多い道路で、歩道が整備できていない場所が多くありますが、歩道整備のための用地の確保や地権者の承諾、事業費の増大が課題となります。

【推進方策】

交通量が多い通学路を中心に、歩道がない道路への歩道整備を推進していきます。また、歩道の安全確保のため、既設の歩道のマウントアップ解消（段差解消）を進めていきます。

○通学等のための交通対策事業

【現　状】

障がいがある子どもたちや高校生等、通学手段として公共交通機関を利用する子どもたちの交通の便を確保するための総合的な交通対策を講じています。

ＪＲ飯田線のダイヤの維持改善を、JR 飯田線活性化期成同盟会を通じて要望しています。

赤字路線で運行の継続が困難だった伊那バス西箕輪線は、令和元年度から伊那市地域公共交通協議路線となり、村内運行分を村が負担しています。

村内巡回バス「まっくんバス」を運行し、小学生以下の子どもや長野県伊那養護学校通学児童生徒に対する運賃の割引制度、定期券、回数券を用意しています。

【課　題】

車社会である地方において、電車やバスといった公共交通は採算性が悪く、ダイヤ、路線の維持が大変困難な状況です。バスに関しては、路線維持のための経費も多額であり、「まっくんバス」「伊那本線」を含め、新たな公共交通システムを検討していく必要があります。

【推進方策】

現状の電車、バス路線のダイヤの維持を基本としつつ、「まっくんバス」や「伊那本線」、「西箕輪線」を含めた新たな公共交通システムの検討を進め、子どもたちの通学に支障が生じないよう、交通手段の確保に努めます。

８－３ 防犯活動の推進

【現　状】

子どもたちを非行から守るため、防犯協会や青少年健全育成協議会等の様々な団体と連携をし、活動を行っています。

安全マップや防犯灯の整備、「見守りボランティア」の方と協力し、登下校や地域での子どもたちの安全を守るため、活動を推進します。

○見守り声がけ運動

地域ぐるみで子どもの安全を見守る村づくりを進めるために、「『いってらっしゃい・お帰りなさい』見守り声がけ運動」を地区公民館等の関係機関や諸団体と連携して行い、村民の子どもの安全を見守る意識を醸成していきます。

○青少年健全育成協議会の取り組み

青少年に有害な社会環境排除県民運動として、各地区育成会と連携して、地域の店舗等の巡回活動を行い、青少年への有害な環境について点検し、必要により事業主に要望をしていきます。

【課　題】

地域住民による子どもたちへの声がけ運動等まだまだ不十分な面があります。

見守りボランティアの高齢化が進む中、新たなボランティアの成り手が不足している状況です。

【推進方策】

引き続き青少年が犯罪に巻き込まれないよう環境整備を進めます。

９ 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進

９－１　職業生活と家庭生活との両立
９－２　地方創生関連事業
９－３　男女共同参画行動計画の推進

９－１ 職業生活と家庭生活との両立

【現　状】

これまで、固定的な性別役割分担意識を背景に、家事や育児、家族の介護などの家庭責任の多くを女性が担っていたり、男性を中心とした雇用慣行が維持されていたりすることにより、男女の間で様々な不平等な状況が続いてきました。

そのような中、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みにより、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方も減少し、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野に参画する機会が確保」されることが重要であることが社会に認知され、その実現を目指した取り組みが加速しています。そして、女性の就業及び就業継続を支持する考え方が一般的となり、女性がこれまで以上に社会の一翼を担うことが期待されるようになってきています。

そのような状況を踏まえ、本村では「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく『男女共同参画行動計画』」を策定し、女性に対するあらゆる暴力の根絶等の「安全安心な暮らしの実現」、多様で柔軟な働き方の推進や男性の暮らし方・意識の変革等の「あらゆる分野における女性の活躍」、子育てや介護基盤の整備等の「女性活躍のための基盤整備」を重点にして、女性の活躍を支える安全・安心な暮らしができる村づくりに取り組んでいます。

【推進方策】

働きたいという希望を持ちつつも働いていない女性、職場でステップアップしたいと希望する女性等、自らの意志によって働き、また働こうとする女性がその思いを叶えることができる村づくりを推進します。

家庭責任の多くを女性が担っている現状を踏まえ、女性が職業生活と家庭生活との両立を図りながら職業生活において活躍できるように、官民一体となった取り組みを促進していきます。

○　トップが先頭に立って意識改革・働き方改革を行う。
○　女性の活躍の意義を理解・周知し、女性の活躍推進に積極的に取り組む。
○　働き方を改革し、男女とも働きやすい職場をめざす。
○　男性の家庭生活への参画を促進する。
○　育児・介護をしながら当たり前にキャリア形成できる環境整備を含めた仕組みを構築する。

＜参考＞

※内閣府による 2019 年度男女共同参画に関する世論調査結果によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担意識を問う質問で、「賛成」は 35.0％と過去最少の割合となり、女性の就業継続を支持する考え方が男女合わせて 60％を超え、女性が職業を持ち続けることに賛同する考え方が、男性も含めて、より一般的となった。

９－２ 地方創生関連事業

上伊那の市町村が連携し、移住・定住先として選ばれるため「暮らしやすさ」などを伝え、向上させていく取り組みを行うことで、産業の担い手の確保、人口減少の抑制を図るとともに、若者の定住を促進し、出生者数の維持を目指します。

① 村内移住・定住・若者回帰の推進

進学を機に地元を離れた若者の地元回帰事業及びキャリア教育推進事業を実施しています。

就職活動を見据える学生や保護者などを対象に、村内や近隣の事業所を知ってもらう機会を企画しています。

○保護者向け就活セミナー　　○就活生向け帰省バスの運行
○地元企業見学バスツアー　　○キャリア教育推進コーディネーター設置

平成 30 年度実施事業

内　容	実施日	場　所	参加者数
保護者向け就活セミナー	平成 30 年 12 月 15 日	いなっせ３階	32 名
上伊那シゴトフェス行き帰省バス運行（宮田村共催）新宿・名古屋	平成 30 年 12 月 29 日	JA 上伊那本所	新宿 21 名 名古屋９名
上伊那地区企業説明会行き帰省バス運行（宮田村共催）新宿・名古屋	平成 31 年３月８日	いなっせ	新宿 11 名 名古屋７名
ジモト企業めぐり（企業見学ツアー）	平成 31 年３月 18 日、19 日、22 日	上伊那企業 12 社	延べ 23 名

② 移住者や女性の就業支援（子育て女性再就職トータルサポート事業）

女性の就業に関するニーズの把握、相談やスキルアップ講座、また実際の企業とのマッチングなど総合的な支援を実施するための環境、子どもを育てながら様々な働き方ができる環境を整備し、「子育て」と「仕事」の両輪を回すことで「女性が活躍しながら子育てできるむらづくり」を推進し、地域の働き手の増加、出生者数の増加につなげます。

○女性就業支援トータルアドバイザーの設置
本格的な就業準備の前に、子育てと仕事のバランスなど全般的に相談できる「女性就業支援アドバイザー」を設置

○就業前の準備セミナー開催
子育てや自分の生活スタイルに適合した働き方について考えてもらうためのセミナーや、働きながら子育てをしている先輩ママたちとの交流会を実施。

○就業前後のサポートプログラムの実施
・マナー講習や履歴書・資料作成指導などサポートプログラムを実施。
・育児期間のブランクや未経験職種への対策として、実際の企業へのインターンシップ体験を実施
・実際に就業した女性に対し、就業後の様子をフォローするなど、アフターケアを実施

○しごとの創出
子どもを預けて外で働くことができない層に向け、在宅ワークや創業などについて啓発活動や試行的取り組みを行い、新たな働き方を模索する。

＜南箕輪サポートセンター＞
実施場所：南箕輪村こども館内
実施日時：月曜日から金曜日　９時から 16 時まで（受付 15 時まで）

③ 結婚支援事業

少子化が進んでいる背景には、未婚者の増加や晩婚化があります。
村ではこれらのことを少しでも解消できればということから、未婚の男女の出会いの場となる「芝コン」を実施しています。気軽に楽しく参加できるイベントを通じて、少しでも多くのカップルの成立を目指し、そこから新たな家庭を築き、やがては村内で子育てをしていただくことにつながることを願っています。

９－３ 男女共同参画行動計画の推進

【現　状】
村では、これまで男女共同参画行動計画を策定し、重点目標に「男女が共に生きる環境づくり」、具体目標に「子育て・介護の社会支援の充実、仕事・家庭生活の両立支援」を掲げ、様々な施策に取り組んでまいりました。
現在、少子高齢化による労働力人口の減少が懸念される中、本村は県下においても数少ない人口増という状況にあり、女性のさらなる社会参画が期待されています。今後、自らの意志によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分発揮して活躍できる社会基盤を整備することが、一層重要となってきています。
また、家庭は社会生活の基盤でもありますが、近年、核家族化、少子化の進行、価値観の多様化、女性の社会進出によって家族のあり方も変化してきています。男性が家事、育児、介護にかかわることにより、男女が責任を分かち合い家庭生活を営む状況が生まれてきています。
女性が働きながら子育てできるようにするためには、男女が共に支え合う社会環境を整備すると共に、社会全体で支えていく仕組みづくりを推進していくことが重要となっています。

【推進方策】
村民と地域の企業・事業所に対して村の男女共同参画基本計画をはじめ、女性が職業生活を営むために整備された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等、各種法律の順守に向けた周知・啓発を行うと共に、子育てや介護のための社会支援の充実を図ってまいります。

第7章　計画の推進体制

１　関係機関との連携

南箕輪村は、本計画を推進していくために、全庁的な調整のうえ、施策・事業の総合的・計画的な推進をしていきます。

また、県、教育・保育施設事業者との連携及び協働体制の構築・強化を図り、子どもとその保護者を中心に据えた施策展開をしてきます。

２　計画の達成状況の点検･評価

計画に基づく施策を推進するために、計画の達成状況を庁内で点検し、必要に応じて子ども・子育て審議会の意見を聴きながら、事業計画の見直しも行います。この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

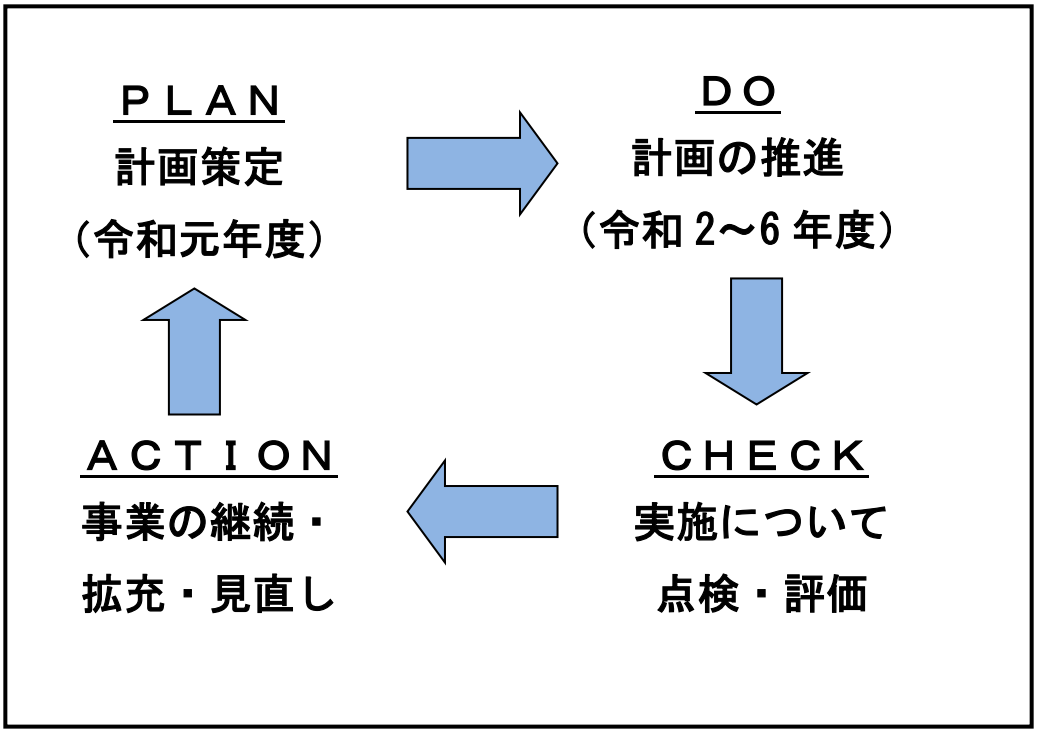

第8章　子どもの貧困対策計画

１　背景

平成 25 年６月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、それを受け、「子供の貧困対策に関する大綱」が平成 26 年８月に閣議決定されました。この大綱では、「全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子供たちの生育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援等と併せて子供の貧困対策を総合的に推進することが重要である。」との方針を掲げ、国において様々な取り組みがすすめられてきました。

このような中、子どもの貧困対策をさらに充実させるために、令和元年６月には「子供の貧困対策の推進に関する法律」が改正され、同年 11 月には有識者会議の提言を踏まえ、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

新たな大綱の目的は、

① 日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝であると位置付け、貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指していく必要がある。

② 貧困の状況にある家庭では様々な要因により子供が希望や意欲をそがれやすく、目指すべき社会を実現するためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要がある。

こうした基本的な考え方により「子供の貧困対策を総合的に推進する」としております。

また、長野県では子どもの貧困対策については、「長野県子ども・若者支援総合計画」に位置付け、これらに基づき、村においては実情に応じた施策を講じるにあたり、県と連携しつつ積極的な役割を担い、子どもの育ち・成長段階に応じて切れ目のない支援を関係機関と協働していく必要があり、具体的な体制整備を行うために本計画を策定するものです。

※「子ども」の表現は、国の大綱では「子供」となります。

※「貧困」の定義

「貧困」の定義には、一般的に「絶対的貧困」と「相対的貧困」の二種類に定義されます。

① 絶対的貧困

生命を維持するために最低限必要な衣食住が満ち足りていない状態のことをいいます。諸外国で飢餓に苦しんでいる子ども、ストリートチルドレン等がこれに該当します。なお、一定の基準により把握されることが容易であり、生活保護制度が確立している日本では、路上生活者を除き、絶対的貧困は存在しないといわれています。

② 相対的貧困

地域や社会において「普通」とされる生活を成就することができない状態のことをいいます。この場合、「貧困」であるか否かは、その人が生きている社会の「普通の生活」との比較によって相対的に判断され、「貧困」の基準が、その人が生きている地域・時代等によって変化することから、「相対的貧困」や、「見えない貧困」といわれています。

表 35　南箕輪村の生活保護世帯の推移

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
52 世帯	50 世帯	51 世帯	49 世帯	47 世帯
75 人	63 人	63 人	59 人	57 人

やや減少傾向にありますが、一定数の生活保護世帯があります。

2　子どもの貧困の現状

現在わが国の７人に１人の子どもが貧困状態にあるといわれており、支援を必要とする子どもやその家族が多く存在し、特にひとり親家庭の貧困率は高い水準にあるとともに、ひとり親家庭の保護者が非正規社員である場合は、厳しいものがあります。また、子どもの貧困については、同じ世帯で世代間連鎖しやすい現実があり格差の拡大が進んでいます。

○南箕輪村のひとり親世帯等の推移

父子世帯は横ばいの状況ですが、母子世帯が増加傾向にあります。

表 36　南箕輪村のひとり親世帯等の推移

分類	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
母子世帯	153	163	160	172	177
父子世帯	21	21	21	22	23
計	174	184	181	194	200

３　子どもの貧困対策実施方針

（１）親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援

① 生活困窮家庭の早期の発見

子育ての前段階として最初に医療や公の機関と関係を持つのは妊娠時です。このときから村では保健師による妊婦の面談や、新生児訪問、乳幼児健診などの機会があります。この段階で生活困窮が疑われる場合は、保健師によるフォローや、子育て教育支援相談室への情報提供により連携していきます。また、子どもの成長に伴い、保育園や小中学校でも子どもの様子や家庭状況の把握などにより貧困状態にあるかを客観的に判断し、早い段階での発見に努め、関係者が連携して情報共有をしながら支援につないでいきます。

② 南箕輪村版ネウボラの推進

南箕輪村子育て世代包括支援センターで「南箕輪村版ネウボラ」として、関係機関が連携して切れ目のない子育て支援を進めていきます。南箕輪村は、少子高齢化が進む中、現在でも人口が増加しており、その主な要因は転入によるものです。転入者の中には、村内に親戚や知り合いがいない場合も多く、子育て期間中に誰にも相談できずに孤独となってしまう人もあります。子どもの健全な成長のためにも、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた課題を健診、保育園、小中学校などを通して、子育て世代包括支援センターを中心に、関係機関が情報共有や連携を行い、子どもの成長段階とともに健康福祉担当から保育園、小学校、中学校、義務教育以降へとつないでいきます。

（２）支援が届きにくい子ども・世帯への支援

生活困窮の世帯の中には、衣食住の基礎的なニーズが満たされていない生活や、その他の日常生活が身に付いていないケースがあります。このような世帯の中には、貧困について知られたくなかったり、親自身が育った環境から学校、行政などの公の機関に対する抵抗感から指導や支援から距離を置いたり、外部とのかかわりを持ちたくないという場合もあります。このため、その世帯にどのような背景があるかについて理解し、支援を進めることが必要です。そのうえで、相談や支援の場を知らせることや、必要に応じて直接案内をすることなどにより支援につないでいきます。

（３）貧困の世代間連鎖の解消

子どもの貧困は、次の世代へと連鎖しやすい現状があります。これを解消するため、以下のことに重点を置き施策を進めます。

貧困の世代間連鎖

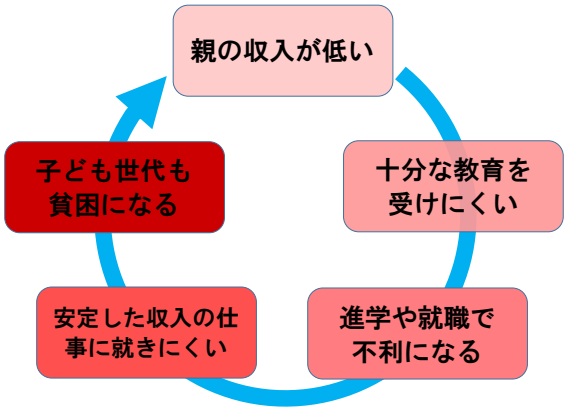

① 女性の就労の推進

引き続きこども館で実施している女性の就業相談「ママの就業お仕事相談」を実施し、子育て世代の女性などの就労の支援を総合的にサポートすることにより、世帯の収入の確保につないでいきます。また、「ママのための再就職応援セミナー」を開催し、仕事に役立つパソコン操作や、人に与える印象アップの講座、就職後の仕事と子育ての両立のライフスタイルの在り方のセミナーなどにより就業支援を行います。

② 教育の支援

学校を地域に開かれたプラットフォーム（学校を土台・基盤とした環境）と位置付けて、スクールソーシャルワーカーが機能する体制や放課後児童クラブや地域福祉との様々な連携により、苦しい状況にある子どもたちを早期に把握し、支援につなげる体制を強化していきます。

また、子どもの学力については家庭の経済状況に応じて格差が出やすいことが明らかになっており、学力不振や学歴の影響などから社会人になっても貧困に陥る貧困の連鎖も問題となっています。

家庭の経済状況に左右されることなく、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが十分な教育を受け、その能力と可能性を生かして将来の夢に挑戦し実現することが、子どもたち一人ひとりの充実した成長につながるとともに、村の成長・発展につながっていきます。

こうしたことから、教育に係る支援では、子どもたちの学ぶ機会が欠如することのないよう、県の事業も取り入れながら以下のとおりさまざまな形で学習支援を推進していきます。

ア　小学校６年を対象とした放課後学習
イ　中学生を対象とした放課後学習
ウ　こども館を居場所とした学習支援
エ　訪問型学習支援事業「すこやかスタディサポート」

③ 生活支援

経済的に厳しい状況にある子どもやその家庭が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることがないように各種の相談支援の充実を図るとともに、子どもたちが健康で、健やかに成長できるように支援を行っていきます。

④ 経済的支援

経済的に厳しい状況にある子どもやその家庭にとって、生活基盤の安定に資する経済的支援は大変重要なものです。

村や県が行う各種手当、助成や貸付等に関する諸制度について、活用促進のための制度周知や相談支援を推進し、経済的支援を必要とする人たちに適切な支援が行われるようにしていきます。

ア　教育資金の融資　借入金に対して奨学金助成交付金
イ　要保護及び準要保護就学援助費支援制度
ウ　特別支援教育就学奨励費
エ　児童扶養手当
オ　小中学校入学準備資金貸付
カ　母子（父子）家庭高等学校生徒通学費補助金
キ　給食費補助
ク　わくわくクラブ初年度入会金補助
ケ　わくわくクラブ年会費・保険料（要保護及び準要保護）補助
コ　村外で修学していた者が村内に在住し、上伊那郡内で就業・起業した場合に奨学金返還の一部を補助

（４）地域による支援

①　子どもに対する地域での関わり

現代社会は核家族化や、人間関係の希薄化・価値観の多様化などに伴い、地域コミュニティーの変化が進んでいます。これにより、伝統文化や地域での季節の行事などの継承が課題となっています。このため、「子どもを真ん中にした地域づくり活動」を展開することによって、人と人、人と地域のつながりづくりにより、地域ぐるみで子どもを育てることを進めます。具体的にはあいさつ運動や、安全を見守る声がけ運動から始め、子どもたちが地域の行事と関わりながら、大人と顔見知りになることによって、社会とかかわりながら生きる力を身に付けて成長していくことを目指します。

②　子どもの居場所づくり

こども館の事業では、いろいろな体験・学習などを通じて、子どもたちの健やかな成長を目指すことを目的とし、「まっくん体験広場」を実施しています。この取り組みは隔週水曜日の下校時から夏季は午後５時まで、冬季は午後４時 30 分まで実施し、放課後の子どもの体験講座として展開しております。

また、県では子どもへの食事の提供のほか、学習支援、悩み相談などをする多機能型の子どもの居場所を「信州こどもカフェ」と位置付け、取り組みに対しての支援を行い、普及を推進しています。

このほかに内容的には類似しますが、全国各地では子ども食堂の取り組みが行われており、ボランティア団体やＮＰＯ団体を中心に事業を展開しております。こども食堂は、当初は貧困家庭や孤食の子どもに対し、食事や安心して過ごすことのできる場所を提供する目的で始まりましたが、その後、全ての子どもや親、地域の大人などもいっしょに交流ができる場として運営されているものも多くなってきています。村においても、ボランティア団体などが実施する子ども食堂のような取り組みに支援を行っていきます。

資料編

子ども・子育て支援法（平成 24 年8月 22 日法律第 65 号）（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条　市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

２　市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二　教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三　子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

３　市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二　保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

４　市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5　市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6　市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

10　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

南箕輪村子ども・子育て審議会条例（平成 25 年9月 13 日条例第 27 号）

（設置）

第 1 条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を調査審議するため、南箕輪村子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（任務）

第 2 条　審議会は、村長の諮問に応じて、次に掲げる事務を処理する。

(1)　法第 77 条第 1 項各号に規定する事務を処理すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、本村の子ども・子育て支援施策に関し、村長が必要と認める事項について調査審議すること。

2　審議会は、前項各号に掲げる事項について、村長に意見を述べることができる。

（委員）

第 3 条　審議会は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

(1)　子どもの保護者

(2)　保育関係者

(3)　教育関係者

(4)　子ども関係団体に属する者

(5)　識見を有する者

(6)　前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める者

2　委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 4 条　審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4　会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

第 6 条　審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

（庶務）

第 7 条　審議会の庶務は、子育て支援課において処理する。

（委任）

第 8 条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

南箕輪村子ども・子育て審議会名簿

役職	区　分	氏　名	所　属　等	備　考
会長	識見者	宮下　　努 三井　忠人	村民生児童委員協議会	任期：平成 30 年２月８日 ～令和元年 11 月 30 日 任期：令和元年 12 月１日 ～令和４年２月 26 日
副会長	教育関係者	清水　閣成	村教育委員会　教育長	任期：平成 30 年２月８日 ～令和４年２月 26 日
	子どもの保護者	横山　俊和	北部保育園保護者会長	任期：令和元年８月 22 日 ～令和４年２月 26 日
	〃	福澤　栄司	中部保育園保護者会長	任期：令和元年８月 22 日 ～令和４年２月 26 日
	〃	松澤寿一郎	南部保育園保護者会長	任期：令和元年８月 22 日 ～令和４年２月 26 日
	〃	宮下　　徹	西部保育園保護者会長	任期：令和元年８月 22 日 ～令和４年２月 26 日
	〃	穂高　貴志	南原保育園保護者会長	任期：令和元年８月 22 日 ～令和４年２月 26 日
	〃	原　　淳	南箕輪小学校ＰＴＡ会長	任期：令和元年８月 22 日 ～令和４年２月 26 日
	保育関係者	水崎アツ子	村保育園園長会長	任期：令和元年８月 22 日 ～令和４年２月 26 日
	〃	高橋　明星	天使幼稚園園長	任期：平成 30 年２月８日 ～令和４年２月 26 日
	教育関係者	大島　俊彦	南箕輪小学校長	任期：平成 30 年 12 月 17 日 ～令和４年２月 26 日
	子ども関係団体	浦野　春香	青少年健全育成会長	任期：令和元年８月 22 日 ～令和４年２月 26 日
	識見者	米山　　仁 唐澤　　豊	主任児童委員	任期：平成 30 年２月８日 ～令和元年 11 月 30 日 任期：令和元年 12 月１日 ～令和４年２月 26 日
	村長が必要と認める者	丸山　和敏	区長会長	任期：令和元年８月 22 日 ～令和４年２月 26 日
	〃	笹沼　美保	村議会議員	任期：令和元年８月 22 日 ～令和４年２月 26 日

南箕輪村子ども・子育て支援事業計画

令和２年３月

編集・発行／南箕輪村役場　子育て支援課
〒399-4592　長野県上伊那郡南箕輪村 4825 番地１
TEL：0265－72－2104（代）
FAX：0265－73－9799
E-mail：shien-c@vill.minamiminowa.lg.jp